

官報號外

明治三十八年二月二十六日 日曜日

印 刷 局

○第二十一回衆議院議事速記録第二十一號

明治三十八年二月二十五日(土曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第二十號 明治三十八年二月二十五日

午後一時開議

第一 鐵道抵當法案(政府提出貴)

第二 外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案(政府提出貴)

第三 日本興業銀行法中改正法律案(貴族院送付)

第四 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出貴族院送付)

第五 台灣銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ偽造

第六 登錄稅法中改正法律案(政府提出貴)

第七 醫師免許規則中改正法律案(政府提出貴)

第八 戶主ニ非サル者爵ヲ授ケラレタル場合

第九 戰時補助船舶獎勵ニ關スル法律案(貴族院提出)

第十 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及摸造ニ關スル法律案(本院提出貴)

第十一 郡制廢止法律案(尾見清五郎提出)

第十二 民事訴訟法中改正法律案(國井庫提出)

第十三 衆議院議員選舉法中改正法律案(横井郡外三提出)

第十四 郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案(横田虎彦外一名提出)

第十五 海外移民保護ニ關スル建議案(吉種庄一郎提出)

第十六 馬匹改良ニ關スル建議案(小田文行外二名提出)

第十七 高等水產教育機關設置ニ關スル建議案(井上甚太郎提出)

第十八 新潟築港調査ニ關スル建議案(丸山嵯峨一郎)(委員長報告)

第十九 脚氣病調査ニ關スル建議案(荒川五郎)(外十一名提出)

第二十 外國ニ在留スル軍人ノ動員ニ關スル建議案(山根正郎)(神鞭知常外)

第二十一 故坂上田村齊庭表ニ關スル建議案(次提出)

第二十二 (特別報告第七號)鑛毒被害地地價修正再調査ノ請願外四件

議長(松田正久君)開會致シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十八年二月二十五日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

衆議院議長松田正久殿
對スル答辯書

公使館所屬ノ動産及不動産ハ國交斷絕公使撤退後ニ於テモ尙之ヲ保護スルハ國際ノ慣例ニ屬スルヲ以テ政府ハ「ニコライ」教會堂ノ建設地ヲ今尙露國公使館附屬地ト認メ之カ存續ヲ許セリ

外務大臣男爵小村壽太郎
内務大臣爵芳川顯正

一明治三十七年十二月二十一日付ヲ以テニコライ教會堂建設地ニ關シ本員ヨリ質問主意書ヲ提出シ次テ同年同月二十五日ノ議場ニ於テ其主旨ノアル所シ演説シタリ而シテ爾來今日ニ至ルマテ未タ答辯書ヲ接受セス惟フニ本案ハ國家ノ面目トシテ又法律ノ威信トシテ一日モ速ニ之ヲ解決スルノ必要アリ敢テ問フ政府カ之ニ答ヘサル理由如何

右及質問候也

○議長(松田正久君) 決算委員長ヨリ決算委員會ヲ開クタメニ、退場ヲ請求サレマシタガ、之ヲ許シテ御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ許スコトニ致シマス、森本駿君ハ臺灣銀行金融券ニ關シテ質問演説ヲシタイト云フ、請求ニナシテ居リマスカラ、ソレヲ許シマス——森本駿君

(森本駿君登壇)

○森本駿君(百四十七番) 諸君、私ハ臺灣銀行金券ノ件ニ付き、質問題趣意書ヲ提出致シマシタ、極ク此質問ノ要領ハ簡單ナモノデアリマスカラシテ、第一番ニ質問題趣意書ノ要領ヲ一讀致シテ、諸君ノ清聽ヲ煩ハシタイト思ヒマス「臺灣ニ於テ銀貨ニ對スル應急處分トシテ律令ニ依リ明治三十七年七月以降臺灣銀行ニ金券發行ヲ爲サシメタルモ本期議會ニハ臺灣銀行法改正法律案ヲ提出シ右律令ノ金券發行權ヲ法律ニ依リテ公認スルノ方針ヲ取ルヘシトハ豫算總會ニ於テ政府委員ノ公言シタル所ナルカ故ニ左ノ事項ヲ質問ス、一、政府ハ本期議會ニ臺灣銀行法改正法律案ヲ提出スルノ意思アル乎、一、政府若シ本期議會ニ前項法律案ヲ提出セストセハ臺灣銀行ニ金券發行スル金券ハ成立シタモノニアシテ、其銀行法ガ、臺灣銀行ニ兌換銀券ヲ發行スル權利ヲ與ヘタカタノアル、然ルニ銀行法以外ニ、政府ハ律令デ、兌換金券ヲ新ダニ發行スル權能ヲ與ヘタノアルカラシテ、律令ヲ以テ法律ヲ變更シタト云フ嫌ヒヲ、茲ニ免カレナインデアルカラシテ、斯ノ如キコトハ、政府ニ於テハ如何ニスル積デアルカト云フコトヲ、本期議會ノ初メニ於テ、豫算總會ノ節、私ハ政府ニ質問ヲシタノアリマシタ、其時分ニ政府委員ハ祝辰已君ノ答辯ガ茲ニゴザイマス、斯ノ如ク政府ハ答ヘラレマノデアル「法律ハサウ云フ風ニシテ一時ノ急ラ凌イダガ、ソレナラバ當議會ニ此ノ銀行法ノ改正案ヲ、提出スルカト云フ御尋ネテアリマスガ、ソレハ提出致シマス積リデ以テ、目下調査中ニ屬シテ居リマスト、明言セラレテ居ル、斯ノ如クナレバ必ズ政府ハ本期議會ニ臺灣銀行法ノ改正案ヲ提出セラレテ、而シテ曩ノ應急處分ノタメニ、七月以降銀券ヲ發行スルコトヲ、律令ヲ以テ許シタト云フコトハ、法律デ公認スルト云フ方針ヲ、採ラレテ居ラナケレバナラヌト、私ハ信ジテ、爾來臺灣銀行法ノ改正案ノ提出ヲ待シテ居マシタ、所が今ニ至ルマテ其提出がナイノデアリマス、是ヨリ先臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ偽造變造等ニ關スル法律案ガ議會ニ提出セラレマシテ、其特別委員會ニ於テ、私ハ再び臺灣銀行法ノ改正案ハ、提出セラル、積デアルカト云フコトヲ、政府委員ニ質問ヲシテ見タノアル、當時政府委員ノ答辯ニ依リマスト、臺灣銀行法改正案ハ、提出スルコトニナシテ居リマスカ、其提出スルノハ所謂六三問題ト同時ニ提出スル選ビニナシテ居ルノデアリマスカラシテ、マダ提出ガナイト云フナラバ、蓋シ一緒ニ提出ニナルコトデアラウト云フ、御答辯ニアツノデアル、恰

モ其時ガハ十三號有效期限ニ關スル法律案ガ、當衆議院ニ提出セラレ、委員ニ付託セラレタ翌日デアツカラシテ、六三問題ト同時ニ、政府ハ此臺灣銀行法改正案ヲ提出スル積テアツナラバ、既ニ昨日衆議院ニ、六三延期案ハ提出ニナシテ、委員會ニ付託セラレテ居ルニモ拘ハラズ、マダ衆議院ニ提出セラレタルコトハ、聞カナインデアルカラシテ、或ハ貴族院ノ方ニデモ、先ニ出サレルノデアルカ、ドチラニ出サレル見込ミカト云フコトヲ聞イタトコロガ、其點ハ法制局ノ方ニ一任シテアルカラ、事實能ク取調べタ上、御返事ナルダラウト云フ御答辯ガアリ、ソレト同時ニ、此臺灣銀行法改正案ヲ提出シテ、而シテ律令デ認メテアルト云フコトダケデハ、マダ不安心デアルカラシテ、是非共法律案ヲ提出スルコトヲ前カラ提出スル積テ、ソレト準備ヲ整ヘテ居ラケレドモ、不幸ニシテ以テ議會ガ解散ニナタモノデアルカラシテ、ソレヲ提出スルコトが出來ズ、其次ノ議會ハ直チニ再ビ解散ヲ受ケタト云フコトダケカラシテ、又提出ノ機會ヲ失タノデアツテ、二十議會ハ軍國議會ノタシテ、今日ニ至ラノデアル、ケレドモ案ハ、既ニ出來テ居ルノデアツテ、遂ニ三年間空シク經過シテ、成ベク他ノ問題ハ、出スコトハシナイト云フ方針デアツカラ、遂ニ三年間空シク經過シテ居ルカラシテ、必ズ此議會ニハ提出スル方針ニナシテ居ルコトデアルカラシテ、能ク事情ヲ聞合セテ御返事ヲシャウト云フ、御答辯ニアツノデアル、ソレカラ越エテ本日二十三日ト思ヒマスガ、ヤハリ當特別委員會ニ於テ、臺灣銀行改正法律案ハ、如何ニセラレカト云フコトヲ、問ウテ見タトコロガ、政府委員ノ答辯ニ依ルト、本朝法制局ノ方ノ都合ヲ聞合セタノデアル、本朝法制局ノ都合ヲ聞合セタ結果ハ、最早今日ハ會期が短イカラシテ、アノ改正案ハ、提出セヌト云フコトニ決定シタ趣デアルト云フコトヲ聞イタノデアル、政府委員ハ一度ナラズ二度マデモ、斯ノ如ク或ハ豫算總會、或ハ特別委員會ニ於テ提出ノ運ビニナシテ居ルコトヲ明言シ、而シテ以テ其法律案ハ、三年前カラシテ出來テ居シタ、機會ガナカッタノデ、今日マテ提出ヲシナカッタノデアルト云フコトヲ言ヒナガラ、今ニ及シテ、以テ最早提出セヌノデアルト云フコトノ、意思ヲ、明ニセラレタト云フコトハ、前ニ提出スルト云フコトノ答辯ト、甚ダ矛盾スル嫌ヒガアルカラシテ、私ハ茲ニ二箇條ノ質問ヲシタ所以テアツテ、第一ニ政府ハ本期議會ニ臺灣銀行法改正法律案ヲ、提出セラレル意思アルカト云フコトヲ、確メタイノデアル、併シナガラ政府委員ノ特別委員會ニ於テ、明言シタルトコロニ依ルト、此銀行改正法律案ヲ提出スル意思ノナイコトガ、見エルノデアルカラシテ、第二ニ於テハ、政府ハ若シ本期議會ニ前項法律案ヲ提出セズトベ、臺灣銀行ノ發行スル金券ハ、法律ニ依テ之ヲ公認スルノ方針ヲ、拋棄シタルカト云フコトガ、最モ聞カント欲スル要點デアル、律令ダケデハ不十分ダカラシテ、法律デ公認シナケレバ、最早法律デハ公認セヌデモ、此金券ハ完全ナルモノト認メラレルガ、抑、此金券ナルモノハ、信用ニ依テ立ツモノデアルカラシテ、是が基礎トナルトコロノモノハ、餘程確實ニナラバ、最モ聞カント欲スル要點デアル、律令ダケデハ不十分ダカラシテ、法律デ公認シナケレバ、恐レカラシテ、此點ニ於テ、政府が明瞭ニ至急答辯アランコトヲ、切ニ希望致シマスナケレバナラヌノニ、解釋モ一定シテ居ラズ、其上ニ法律ニ依テ認メルノデアルト云フコトヲ明言シナガラ、法律ヲ提出セヌト云フヤウナコトニナルト、甚ダ基礎ノ薄弱ニナラシコトヲ

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ許シマス
(竹越與三郎君) 請願委員諸君ハ委員室へ御集マリト願ヒマスト呼フ

○議長(松田正久君) 外交ニ關スル件ニ付イテ、松本君平君ヨリ質問演説ノ請求ガ

人トナリ、神崎順一ト云フ人ガ印刷人トシテ、「新社會」ト題スル雑誌ノ發行届ヲ致シマシタコロガ、前ノ齋藤兼次郎、石川三四郎ガ居出アカルト同ジク、之ヲ差戻シテ、同ジ運命ニ遇ウタノデアル、以上ノ事實ガ本員ガ此質問ヲ爲ストコロノ所以ニアリマス、諸君、我憲法第二十九條ニハ何トゴザイマセウカ、「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス」トアルデハゴザイマセヌカ、日本人ニシテ若シ新聞又ハ雑誌ヲ發行セントスルモノハ、彼ノ新聞紙條例ヲ遵奉シテ、其居ヲ提出スレバ事足ルノデゴザイマス、決シテ請願トカ申請トカ、即チ許ストカ許サストカ、他ノ諾否ヲ待ツヘキモノ者アルガタメニ、サウ云フ目ニ遇ツタノデアル——吁社會主義——嗟呼社會主義——社會主義ハソレ程恐ロシイモノゴザイマセウカ、ソレ程怖イモノゴザイマセウカ、日本人ニシテ若シ新聞又スト云フコトハ、當該官吏ノ何ノ法規ニ依リ、何ノ條理ニ依テ、斯様ナ不都合ヲ致シマスカ、私ハ殆ド解スルコト能ハナイノデアリマス、或ハ云フ石川外三名ノ人々ハ、社會主義來ナイノデアリマス、事苟モ吾々ノ權利ニ關係ガナインラハ、當局者ノ自由勝手ニ狼狽周章スルノハ、宜シウザイマス、併ナガラ之ガタメニ此恐怖ノ極端ニ達シテ、人ノ權利ヲ害スルト云フ、所謂鹿ヲ逐フ猶師谿ヲ見ズト云フコトニ及ヒマスルナラバ、決シテ怒スルコトハ出來ナイノデアリマス、一體政府ハ社會主義者ヲシテ、ドウスル積ナシテ、社會主義者ヲシテ、其主義ヲ打捨テシメント欲スルノゴザイマセウガ、ソントコトハ出來マスマイ、社會主義者ノ口ヲ鎖テ舌ヲ拔カント欲スルノゴザイマセウガ、ソンナコトモ出來マスマイ、或ハ法律ノ力ヲ以テ、一二ノ人ヲ嚴罰シ處分スルコトハ、出來マセウケレドモ苟モ此主義ト云フモノヲ有シテ居ルトコロノ人ニ向クテ、此主義ヲ此國家ヨリ排除シヤウト云フコトハ、決シテ出來ルトコロノコトハナビ、之ヲ左右スルコトハ出來ナイモノデアル、之ヲ敢テ企ツモノハ、昔ノ暴君汚吏ノ爲ス業ヲアリマス、今ノ政治家ニシテ、此暴君汚吏ノ爲ス業ヲ學バウト云フノハ、抑謬リデアル、我憲法二十八條ニハ信教ノ自由ヲ保障サレテ居ル、之ハ人ノ信仰ト思想トハ、政治的ニ左右スルコトハ、出來ナイト云フ道理ヨリ論シテアルノデアウト思ヒマス、故ニ何某ハ何派ノ學ヲ論ズルモノデアルカラ、柯某ハ何ノ主義ヲ持スルモノデアルカラ、某ニハ新聞又ハ雑誌ノ發行ヲ爲サシメナイト云フコトハ、言ヘマスマイト思ヒマス、サウ云フコトノ行ハレマシタノハ明治七八年十年頃マデノ間アラウト忠フ、二十世紀ノ今日、戰勝國ノ大日本帝國ノ政治家ハ、マサカニソナ馬鹿ナ考ハ持チマスマイト思ヒマス、勿論新聞雜誌ニハ新聞紙條例ト云フモノガゴザイマスカラ、此新聞紙ノ上ニ論ズルノ事ガ、國家ノ安寧秩序ヲ害スルト見ルナラバ、相當ノ處分ヲスルコトモ宜シト云フ、妄斷推測ヲ以テ、サシテ此新聞若クハ雑誌ノ發行ヲ喰止メヤウツルノハ、謬ノ任意ニ行フコトノ出來ルニモ拘ハラズ、未ダ何等ノ犯罪モナイ、何等ノ論議モナイモノニ向クテ、彼ハ此ノ如キ議論文章ヲ公ケニスルコトデアラウ、彼ハ斯ノ如キコトヲスルデアラウリノ甚シキモノデ、殊ニ政府ノ諸公ガ、明治十年前後ニ於テ、時ノ爲政家ノ、自由民權ノ說ヲ唱フル志士仁人ニ向クテ、如何ナルコトヲ致シマシタカ、今ノ爲政家ガ社會主義者

知ニ向むかシテナスヨリモ、甚シキモノアリマシタガ、其得ル所ノ效果ハドウデアリシカ、能ク御承
導スルモノデアル、凡庸ノ政治家ハ、之ニ反シテ常ニ自家ノ臆斷ヲ以テ、曲學阿世ノ學說
ヲ喜ンテ、少シテモ革新的之議論ニ遭フト、周章狼狽スルモノデアル、本員ハ思フ、我國モ
干戈事止シテ國民堵ニ安ズルノトキハ、必ズ國民思潮ノ變向ヲ解シテ、能ク之ヲ利
思ヒマス、此時ニ當ラテ、濫ニ壓制束縛ノ政策ヲ斷行スルヤウナコトガアラテハ、禍實ニ
測リ知ルベカラザルモノガアルト思ヒマス、ソレヨリハ社會主義モ今將ニ研究ノ時代デアリ
マスカラ、政府側ノ人々ハ御用ヲ達スベキ學者モ澤山アリ、又御用ヲ達スベキ新聞記
者モアリ、所謂世界ノ新智識ハ、政府部内ニ多ク集ニ居ラル、ノデアリマスカラ、言論
ト印行ノ自由ヲ十分ニ許シテ、サウシテ之ヲ争ハシメタナラバ宜シイ、十分論争セシメタナ
ラバ、宜イ、社會主義ニシテ眞理ニアラザルカ、民皆直ニ之ヲ去ラン、警視廳ノ微々タル
力ヲ籍ルヲ須サセメ、社會主義ニシテ若シ眞理ニ合スルモノデアルナランカ、警視廳
ヤ、内務省ヤ政府總掛ニナシテモ、否ナ國ノ兵力ヲ以テシテモ眞理ニ打克シコトノ出來ナイ
ノハ、古今東西其跡ヲ同ウシテ居ルノデハアリマセヌカ、露國アサヘモ「トルストイ」ト云フ御
爺サンラ容レルノ餘地ガアル、日本帝國ニシテ區々タル社界主義者ノ一團ヲ容ル、ノ餘
地ハ、ナイト云フコトハナカラウ、折角ナル日本國ヲシテ、政府側ノ人々小サク小サクシテ
居ルノデアル、ソンナ狄キ丁簡アリマシタナラバ、戰勝帝國ノ威力ハドコニアルカ、大ナル日
本ノ威力ハドコニアルカ、其癖今ノ諸公ハ、大膽勇斷ニ富シテ居ラレル、御覽ナサイ、彼
ノ大藏大臣ハドンナニ大膽勇斷テ御アリナサル、今ノトキニ當ラテ百圓モ千圓アモ、金ト
云フ金ハ、時局ノタメニ使ハナケレバナラヌト云フノガ上下一致ノ輿論アリ、然ニ六
百万圓ト云フ大金ヲ、百二十銀行ノタメニ、之ヲ抛リ出シテ顧ミナインデアル、衆議院
ガ之ニ向テ不當ナリト云フ決議ヲナシテモ、尙泰然タルモノハ、實ニ大膽ナルヤリ方デア
ル、又彼ノ文部大臣サヘモアリマス、衆人稠座ノ中ニ於テ、世界ノ新智識ハ政府部内
ニアリト云フコトヲシテ居ル、隨分大膽ナルヤリ方デアル、又彼ノ陸軍大臣ハ旭川問
題ニ對シテ、會計検査院ノ攻撃ヲ受ケ、委員會ノ追窮ヲ被テ、陸軍大臣ハ吾ハ盲判
ヲ捺シタノデアルト言ウテ居ル、陸軍大臣——此國家ノ休戚ハ、此人ニ依ツテ得ラル、ノ
デアル、然ルニ吾ハ盲判ヲ捺シタノデアリマス、衆人稠座ノ中ニ於テ、感心
スルデアラウ、自ラモ亦大得意アラト思ヒマス、斯ノ如ク捕モ捕テ、大膽勇斷テ御アリ
ナサルニ、何ゾ獨リ内務大臣ノミ、小心翼々シテ社會主義ヲ憂慮セラルガ、併ナガラ、
併ナガラ先刻モ云フ通、本員ハ社會主義ニ付イテハ、茲ニ論ズルハ、主眼デゴザイマセヌ、
政府側ノ人々ノ如ク、非常ニヨワイ、非常ニ恐ロシイモノト致シマセウ、併ナガラ如何ニ
コワイモノデアリマシテモ、恐ロシテモノト致シマシテモ、帝國憲法ノ條規ニ依テ、發動スル
言論印行ノ自由ヲ、壓制スルノ處置ニハ、決シテ服スルコトハ出來ヌ、飽マデモ此政府ノ
壓制ナル處置ハ、質サナケレバナラヌ、是本員が此質問ヲ提起スル所以テゴザイマス
○議長（松田正久君）　是ヨリ議事日程ノ會ニ移リマス、日程第一鐵道抵當法案ノ
第一讀會ヲ繼續シテ、委員長ヨリ報告ヲ致シマス——望月右内君

第一 鐵道抵當法案(政府提出貴族院送付)第一讀

委員長報告

○森肇君（六十三番）議長、司法大臣カ内務大臣ガ、御出席ニナツテ居リマスレバ、私ハ議院法ノ規定ニ依テ、本員ヨリ提出致シマシタ質問ニ對シテ、答辯ガ其要領ヲ得マセヌ故ニ、是ニ於テ詳細ナル質問ヲ爲シテ、
答辯ヲ求メタイト思ヒス

○議長(松田正久君) 今ハモウ他ニ發言ヲ許シマシタカラ、他ノ場合ヲ見ア、御質問ニナタラ宜カラウト思ヒマス

(望月右内君登壇)

○望月右内君(六十二番) 本案ニ付イテ委員會ノ決定ヲ御報告致シマス、委員會ハ此原案及貴族院ノ送付案ニ付キマシテ、丁寧ニ審査致シマシタノデ、修正ヲ致シタイト思ツテ居リマスル、大體ハ貴族院ノ案ニ依ツテ見マシテモ、貴族院ニ依ツテ修正サレテ居リマス、此法案ハ、豫ア鐵道營業者ニ於キマシテモ、年來經濟ノ不便利ヲ憂ヘテ居リマスモノニ對シテ、疏通スル便利ナ法案アリマス、故ニ大體ニ於キマシテハ、之ヲ可トシマス、又些小ナル點ニ付イテ、決行ノ上ニ於テ、一二疑ノ點モアリマスヤウデアリマスケレドモ、イヅレ是ハ又實施シテ見マシタ上ニ、彼此參照シテ、改正案等モ提出センナラズ時期モアラウト思ヒマスガ、何ガ此短日月ニ貴族院ト争フト云ノ程ノ――協議會ヲ開クト云ノ程ノ問題デモナイト認メマシテ、大體ニ於テ是トシマスレバ、今日ノ時期ニ於テ、可認セラレテ、相當ノモト見テ、先ツ委員會ニ於キマシテハ、貴族院送付案ヲ是認シマシタ次第ニアリマス、然ルベク御討議アランコトヲ望ミマス

○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ非常ニ委員會デ、緻密ノ調査が出來タ問題デアル、ドウカ讀會省略、確定アランコトヲ、望ミマス

○議長(松田正久君) (「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(松用正久君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略シテ、全部ヲ議題ニ供シマス

○議長(松田正久君) (「贊成々々」ノ聲起ル)

○恵松隆慶君(百五十九番) 是ハ全會一致ヲ以テ可決シタ案アリマスカラ、委員長ノ報告通可決アランコトヲ、望ミマス

○議長(松田正久君) 委員長報告通、御異議アリマセメカ

鐵道抵當法案

○議長(松田正久君) (「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(松用正久君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略シテ、全部ヲ議題ニ供シマス

確定議

○議長(松田正久君) (「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(松用正久君) 委員長報告通、御異議アリマセメカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長ノ報告通可決アランコトヲ、望ミマス

○森肇君(六十三番) 唯今内務大臣が見エテ居ルヤウデアリマスカラ、此際一言御許レフ願ヒタ、極メテ簡単ニ、此席ヨリ辯シタイト思ヒマス

○議長(松田正久君) 質問ハ、此場合質問セラル、ハ、議事ノ混雜ヲ恐レマスカ

○議長(松田正久君) 御迴シナタラ宜シウゴザイマセウ

○森肇君(六十二番) 大臣ノ出席ヲ求メルコトが出來ルト云フコトハ、衆議院ノ規則ニアリマスキレドモ、大臣ガ必ず出席シナケレハナラヌト云フ責任ガナインデアリマスカラ、アリマスガ、之ヲ許スベキヤ否ラ競場ニ諸リマス

○議長(松田正久君) (「賛成々々」又「ノウ／＼ト呼フ者アリ」)

○議長(松田正久君) 反對賛成ノ聲ガアリマスカラ、起立ヲ以テ之ヲ決シマス、今質問ヲ許スベシタル諸君ノ起立ヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 少數アリマス――議事日程第一、外國ニ於ケル銀行事業

ニ關スル法律案及日程第三日本興業銀行法中改正法律案、此兩案ハ同一ノ委員ニ付託サレアリマスカラ、同時ニ併セテ報告ヲ致シマス――原敬君

○議長(松田正久君) 少數

第二 外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律 第一讀會ノ續(委員長)

第三 府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長)

報告

(七)

○原敬君(百七十四番) 外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案ノ經過並三結果ヲ、先ツ以テ報告致シマス、此案ハ法文トシテハ、極メテ簡單ナル案アリマスガ、其内容ハ隨分外國ニ於テ動クトコロノ銀行事業ニ關シテ、重大ナル任務ヲ帶ビテ居リマスカラ、委員會ニ於テ十分ニ調査ヲ致シ、兩度マテ祕密會ヲ開イテ、當局者ノ説明ヲ承リマシタ、其結果、全會一致ヲ以テ此法案ヲ可決致シマシタ、尙委員中ヨリ、斯ク法律ヲ以テ明瞭ニ委任スルコトデハアルガ、他日相當ノ機會ニ於テ、法律ヲ以テ制定シ得ルノ時節ガアッタナラバ、其場合ニ於テ、法律ヲ提出セラル、ニアラウカト云ノ質問ニ對シテ、當局者ハ無論左様ナル場合ニ於テハ、更ニ法律ヲ提出スルコトモアルデアラウト、斯様ナル説明ヲ得マシタ、是ハ念ノタタニ報告ヲ致シテ置キマス、ソレカラ日本興業銀行法中改正法律案ノ報告ヲ致シマスルガ、此案モ外國ニ於テ、我人民ノ事業ヲ致ス上ニハ、重大ナル關係ヲ有ツテ居ル案アリマスカラ、是亦十分ノ調査ヲ致シマシテ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、尤モ此案中ニ、債券ヲ十倍マテ發行致スコト、竝ニ外國ニ於テ債券ヲ無制限ニ發行致スコトニ付イテハ、當局者ノ十分ナル監督ヲ要スルデアラウト云フコトヲ付イテハ、當局者ニ於テモ、無論此事ハ信用ヲ本トシテ、慟クベキ事業デアルガ故ニ、十分ナル監督ヲ致シテ、危險ナカラシムルコトハ、當然ノコトデアッテ、之ニ努ムルト云フ説明モアリマシタ、全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、此段報告致シマス

○加瀬禪逸君(三百十四番) 私ハチヨト質問ヲ致シタ

○議長(松田正久君) チヨット御待チナサイ、先以テ議事日程第一外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ繼續致シマス

○議長(松田正久君) (「賛成々々」ノ聲起ル)

外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案

第一讀會ノ續

○加瀬禪逸君(三百十四番) 其第二ノ日程ニ就キマシテ、質問ヲ致シタノ、私ノ御尋ネシヤウト云フ點ハ、或ハ委員會ニ於テ御調查ニナクテ居ルカ存ジマセヌガ、マダ委員會ノ遠記録が配付ニナクテ居リマセヌ故ニ、チヨット御尋ネシマス、無論此外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案ノ第二ノ日程ノコトハ、所謂立法權ヲ命令ニ委任スルト云フ、重大ナ問題デアリマスダメニ、私ハ將來ノ安心ヲ得ルタメニ御尋ネスル、ソレハ專ラ政府委員ニ對スル御尋不アリマス、此外國ニ於テ銀行事業ヲ營ム、或ハ現行ノ銀行條例、若クハ商法ト云フヤウナモノハ、アノ儘適用スルト云フ場合ノ出來ル場合モゴザイマセウ、是ニ付イテ固ヨリ適當ナル規定ヲ造ル必要モゴザイマセウケレドモ、免モ角モ此法律案ト云モノハ、帝國議會ノ有ツテ居ルトコロノ立法權ヲ、或命令ニ委任スル重大ナ問題デゴザイマスノデ、私が是ニ於テ御尋不シタイト云フノハ、斯ノ如キ議院ノ有ツテ居ル立法權ヲ左右スルコトハ、或場合ニ於テ出來ル、若モ此銀行事業ニ關スル規定が、法律案トシニ付イテ固ヨリ適當ナル規定ヲ造ル必要モゴザイマセウケレドモ、免モ角モ此法律案ト云フ事柄ニ立到ツタ規定ノ、出來ベキ重大ナ問題デアルニ、今少シ早ク御提出ニナクタ

ナラバ、斯ウ云フ變則ナル委任命令ト云フ方法ヲ採ラヌテ、完全ナル銀行事業其物ニ

關スル法律ガ、立派ニ制定キラベキ皆ナツタノニ、殊更ニ此讀會ノ終ラントスル時期ニ提出ニナタノハ、ドウ云フ譯カ、或ハ疑ツテ見マスト、會期切迫ト云フコトヲ事情ニ致シマシテ、是ハ議院ニ提出シテ協賛ヲ受クルト云フコトハ、面倒デアルカラ、イツソ此場合

ニ於テ、命令ニ譲ツテ貴ヲタ規定ニシテ、將來自分ノ勝手氣體ノ規定ヲ置キタイト云フ、御考ニテナイカト云フ、疑ガアルノア、政府ノ將來ノ威信ニモ關係ガアルト思ヒマスカラ、此會期切迫ノ場合ニ於テ、此法律ヲ御出シニナ、タ政府ノ御意向ヲ伺ヒタイ、第二ニハ、唯今申シマシタヤウナ重大ナ關係ヲ有ゾ居ル法律案ヲザイマスガ故ニ、此勅令ヲ以テ規定スルコトヲ許ストシマシタコロデ、當議會ニ於テ贊否ヲ決スルニ付イテ、兎ニ角如何ナル勅令ヲ、差當リ御出シニナルノアルカ、又將來ニ於テ此勅令ヲ、ドノ程度マテ御利用ナサルカ、將來ノ安心ノタメ伺ツテ置キタイ

〔政務委員附谷芳郎君登壇〕

シマス、此勅令ハ、會期切迫シト云フコトヲ利用シ

模様モ承ハルコトが出来マセヌ、又政府ノ意見モ之ヲ聞クコトが出来マセヌノアリマス、併ナガラ此外國ニ於ケルト申シマシテモ、清韓ニ一國ニ關係シテ居ル銀行事業ヲコザイマシテ、現在朝鮮ニアリマスル第一銀行、其他ノ銀行ノ支店ガ營業シテ居ル事柄、ソレカラ朝鮮ニ於ケル貨幣制度ノ確立ハ、如何ニスルカト云フコトハ、此日露戰爭ニ付イテ、國民ノ之ハ囁望スルトコロデアラウト思ヒマス、デ此貨幣制度ト申シマスレバ、總テノ對韓政策ノ先決問題デアル、第一著手ノ事業デアルト思フノデアル、此貨幣制度が確立シナシ以上ハ、農業ニ致シマシテモ、商業ニ致シマシテモ、殆ド朝鮮ノ仕事

ト云ふモノハ、目的が著加メノアリマス。ソレニテ此問題ニ付キ。本院ニ於ケル吾々が十分
政府ニ憲観ヲ開キ、双諸君ノ意見ヲ承ハルコトノ出來ヌリ、甚ダ不幸アリマス、又必

テ、出シタカト云フ御尋ネアリマスガ、サウ云フ譯デハゴザイマセヌノデ、十分ニ熟考ノ時
間ガゴザイマシテ、政府テモ慎重ニ調査致シテ、尙慎重ニ御調査ヲ兩院ニ請求致シマシ

審會ノ内容モ知ルコトが出來ナ、知ルコトが出來マヌガ、其意向ト云フモノヲ聞キマシルト、此勅令ノ精神モ、御話ニタツヤウデアル、又此期日デス——此期日が漠然ト致シ

此勅令ヲ適用致シマスル場合ハ、清韓兩國ニ限ラムスノテ向フノ國元或銀行が
特許ヲ得ムニ、即フ、國ノ立法ヲ完全改シテ居リマヌカガ、故ニロナラバ以テ勅令ヲ

テ居ルヤウデアリマスガ、或ハ本年中ニヤル——本年ノ八月ニ之ヲヤルトカ云フコトデゴザリマスガ、比重大、間頃ヲ、比有那無那ノ間ニ、シテ氏若ヲ與ハ、比參ヲ魚鷹ナシニ、云

特許ヲ得マシテ、向ノ國ニニ活ガテ至到ミテ居リ、モアカ、古ニニナシテ、以東全ノ
以テ、其取締ノ規定ヲ設ケル必要ガテザイマスル、差當リ第一銀行が朝鮮國ニ於キマ
シテ、金庫事務ヲ取扱フ、又紙幣發行ノ特許ヲ得マシタ、此特許ヲ得マシタコトニ付イ
テ、向ノノ政府ヲ、是ニ對スル完全ナル立法ガコザイマセヌカラ、コチラニ於キマシテ、勅令

只、それが此重大的問題に此有取無取の間に之を用意され、此案を通過せしも云フコトハ、私ハ絶対ニ反対ナノデアリマス、デ朝鮮ニ於ケルトコロノ第一銀行ノ手票ハ、如何ニ通用シテ居ルカ、又現在銀行業ニアラズシテ、朝鮮ニ於テハ、手票が通用シテ居ル、京釜鐵道ノ工事請負人ガ——詰ラストコロノ請負人ガ、一個人ノ名ヲ以テ手票ヲ發

ヲモチマシテ、相當ナル規定ヲ設ケタリ、期ウ云フコトガ一ツ起テ居リマス、ソレガテ又次ニハ、軍用手票ノ處分ニ付キマシテ、相當ナル規定ヲ設ケタイト考ヘマスガ、是ハ清國政府トノ間ニ、イヅレ一ツノ交渉ガ必要アルカトモ考ヘマス、ソレ等ノコトハ、マダ未必ニ屬シテ居リマスノデ、併ナガラ此處分ニ付キマシテ、相當ナル勅令ノ要ルト云フコトハ、申上ゲラレマス、ソレカラシテ、又此清韓兩國ノ人デアッテ、日本入ト組合ヒマシテ、日本ノ

行シテ居ルコトガアルノテアル、是等ニ對シテハ非常ナルトコロノ弊害ト、非常ナルトコロノ我邦ニ於ケル損害ガアルノテアリマス、是等ノモノヲ取締ルニ、殆ド此勅令ヲ前ニ承認スルト云フ、事後承諾ヲ前ニ知シテ、通過サセルト云フコトハ、ドウシテモ出來ヌノテアリマス、ソレデ朝鮮ノ貨幣制度、兌換制度ノ如キハ、此議會ニ於テ確立ヲ致シマシテ、最モ正確ニヤズテ、サウシテ此總テノ對韓ノ事業ヲ起サナケレバナラスト云フコトハ、國民一致

法律ノ下ニ、銀行業ヲ營ミタイト云フモノガコサイマス、是モ一種ノ變態ナコトデコサイマスガ、併ナカラ此事タルヤ、勅令ヲモチマシテ、相當ナル保護ヲ與ヘテ、銀行業ノ發達スルコトハ、清韓兩國ノタメニモ、亦帝國政府ノ貿易ノタメニモ、利益ナコトデゴザイマス、サウ云フ勅令ヲ設ケタイト考ヘテ居リマス、勿論此特種ノ銀行ヲ造リマシテ、或ハ其利益ヲ補給スルトカ、或ハ政府ガ株券ヲ有ツトカ云フヤウナ、ドウシテモ國ノ負擔トナリマスヤウナコトハ、此勅令ニハ規定スル考ハナイノテ、前ニテ御協贊ヲ仰イデカラ、致シマスノデザイマス、是ハ全ク清韓兩國ニ於テ起リマスルトコロノ、事實ニ就イテ必要カラ生ジマ

行シテ居ルコトガアルノテアル、是等ニ對シテハ非常ナルトコロノ弊害ト、非常ナルトコロノ我邦ニ於ケル損害ガアルノデアリマス、是等ノモノヲ取締ルニ、殆ド此勅令ヲ前三承認スルト云フ、事後承諾ヲ前ニ知テ、通過サセルト云フコトハ、ドウシテモ出來ヌノアリマス、ソレデ朝鮮ノ貨幣制度、兌換制度ノ如キハ、此議會ニ於テ確立テ致シマシテ、最モ正確ニヤテ、サウシテ此總テノ對韓ノ事業ヲ起サナケレハナラヌト云フコトハ、國民一致シテ望ムトコロデアラウト思フノデアリマス、其他滿洲ニ於ケルトコロノ軍票ニ對シテハ、私ヘ先日質問ヲ致シマシタカラ、此說ハ略シマス、略シマスルガ、大藏大臣ガ私ノ質問ニ對シテ、如何ニ答ヘラレテアルカ、軍票ハ成績良好デアズテ、少シモ不都合ガナイト云フ、御答辯デアリマシタガ、此間此案ヲ出スニ當シテ、阪谷政府委員ノ答辯ハ、諸君ノ御聽キノ通アアル、諸君ノ御聽キノ通アツテ、整理ヲシナケレバナラヌト云ツテ、不都合ガアルト云フコトヲ、自ラ認メテ居ルノデアル、然ラバ大藏大臣ノ答辯ト云フモノハ嘘デアル、此議會ヲ胡麻化シタルトコロノモノアアルト思フ、斯ノ如キ重大ナ此法律

スル勅令デゴザイマス
○議長(松田正久君) 聲言ノ請求がナケレバ、本案ノ一讀會ヲ開クヤ否ヤノ決ヲ採リ

ヲ、唯時局デアルカラト云シテ、是ニ盲從ラスルノ義務ハナイノデアル、苟ニ盲從スルノ義務ガナイノミナラズ、此満韓二國ニ於ケルトコロノ、此兌換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ疑フシテ、サウシテ比載後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、難體實シテヤルベキモノ

○恆松慶隆君(百五十九番) 申込ガシテアリマス
○武藤金吉君(九十一番) 通告ガ致シテアリマス

ヲ、唯時局デアルカラト云シテ、是ニ盲從ラスルノ義務ハナイノデアル、啻ニ盲從スルノ義務ガナイノミナラズ、此滿韓二國ニ於ケルコロノ、此免換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ凝ラシテ、サウシテ此戰後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、繼續シテヤルベキモノアルト思フ、然ルニ此案ハ唯今加瀬君カラ質問モアリマシタガ、十分ニ議會ノ初メニ當シテ、攻究ノ餘地ヲ與ヘテ出スノガ、當前デアルノニ、僅ニ一日ヲ餘ス今日ニ於テ、此案

○議長（松田正久君）武藤金吉君ヨリ反対ノ演説ヲスルト云フ申込ガアリマスカラ
〔「採決タ々」ト呼フ者アリ〕

ヲ、唯時局デアルカラト云ッテ、是ニ盲從スルノ義務ハナイノアル、當ニ盲從スルノ義務ガナイノミナズ、此滿韓二國ニ於ケルトコロノ、此兌換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ凝ラシテ、サウシテ此戰後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、繼續シテヤルベキモノアルト思フ、然ルニ此案ハ唯今加瀬君カラ質問モアリマシタガ、十分ニ議會ノ初メニ當シテ、攻究ノ餘地ヲ與ヘテ出スノガ、當前デアルノニ、僅ニ一日ヲ餘ス今日ニ於テ、此案ヲ出スト云フノハ、抑政治ヲ執ルトコロノ當局ノ處置トシテハ、實ニ不都合デアル、斯ウ云フヤウナ有様デアリマスルカラ、ドウカ此案ハ絶對的三否決ヲ望ミマス、此隨時機宜——此文章ヲ御覽ナサイ、理由書ノ中ニ、外國ニ於ケル銀行事業ニ付イテハ、其國ノ

(武藤金吉君登壇)

ヲ、唯時局デアルカラト云シテ、是ニ盲從ラスルノ義務ハナイテアル、啻ニ盲從スルノ義務ガナイノミナラズ、此滿韓二國ニ於ケルトコロノ、此免換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ凝ラシテ、サウシテ此戰後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、繼續シテヤルベキモノアルト思フ、然ルニ此案ハ唯今加瀬君カラ質問モアリマシタガ、十分ニ議會ノ初メニ當シテ、攻究ノ餘地ヲ與ヘテ出スノガ、當前デアルノニ、僅ニ一日ヲ餘ス今日ニ於テ、此案ヲ出スト云フノハ、抑政治ヲ執ルトコロノ當局ノ處置トシテハ、實ニ不都合デアル、斯ウ云フヤウナ有様デアリマスルカラ、ドウカ此案ハ絶對的ニ否決ヲ望ミマス、此隨時機宜——此文章ヲ御覽ナサイ、理由書ノ中ニ、外國ニ於ケル銀行事業ニ付イテハ、其國ノ經濟事情、又ハ商習慣ニ依リ、機宜ニ應ジテ特別ノ規定ヲ設ケルトアルガ、少シモ國ノ

○武藤金吉君（九十一番）此問題ハ外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案トシテ、甚ダ單純ナヤウデコサイマスガ其事柄ハ頗ル重大ニアリマスノミナラズ、我國ノ經濟又朝鮮人民ニ對シテノ金融貨幣制度、滿洲ニ於ケル貨幣制度ニ、重大ナ關係ヲ持ツ事柄ニアリマシテ、私共ハ此委員會ニ於テ、又政府當局ノ人々ノ意見ヲ承ツテ、サウシテ私ハ意見ヲ述ベタイ積ニアリマシタが、不幸ニシテ委員會ハ、祕密會トナリマシテ、委員會ノ

ヲ、唯時局デアルカラト云シテ、是ニ盲從ヲスルノ義務ハナイノアル、畜ニ盲從スルノ義務ガナイノミナラズ、此滿韓二國ニ於ケルトコロノ、此兌換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ凝ラシテ、サウシテ此戰後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、繼續シテヤルベキモノアルト思フ、然ルニ此案ハ唯今加瀬君カラ質問モアリマシタガ、十分ニ議會ノ初メニ當シテ、攻究ノ餘地ヲ與ヘテ出スノガ、當前デアルノニ、僅ニ一日ヲ餘ス今日ニ於テ、此案ヲ出スト云フノハ、抑々政治ヲ執ルトコロノ當局ノ處置トシテハ、實ニ不都合デアル、斯ウ云フヤウナ有様デアリマスルカラ、ドウカ此案ハ絶對的ニ否決ヲ望ミマス、此隨時機宜——此文章ヲ御覽ナサイ、理由書ノ中ニ、外國ニ於ケル銀行事業ニ付イテハ、其國ノ經濟事情、又ハ商習慣ニ依リ、機宜ニ應ジテ特別ノ規定ヲ設ケルトアルガ、少シモ國ノ經濟事情ヤ、商習慣ニハ、則チテ居ラヌ、滿韓ノ商習慣、經濟事情ニハ則チテ居ラヌノデス、(「簡単々々」ノ聲起ル)斯様デアリマスカラ、ドウツ此案ハ、絶對的否決ヲ望ム所以デアリマシテ、簡單ニ此演説ヲシテ譯ズス

○恆松隆慶君(百五十九番) 本案ハ唯今武藤君ノ雄辯ナ反對説ガアリマシタガ、此問題ノ是非ハ、既ニ極マシテ居ルコトデアリマスカラ、ドウカ讀會省略ラシテ、確定アランコ

○武藤金吉君（九十一番）此問題ハ外國ニ於ケル銀行事業ニ關スル法律案トシテ、甚ダ單純ナヤウデコザイマスガ其事柄ハ頗ル重大デアリマスノミナラズ、我國ノ經濟又朝鮮人民ニ對シテノ金融貨幣制度、満洲ニ於ケル貨幣制度ニ、重大ナ關係ヲ持ツ事柄

ヲ、唯時局デアルカラト云シテ、是ニ盲從ラスルノ義務ハナイノデアル、啻ニ盲從スルノ義務ガナイノミナラズ、此滿韓二國ニ於ケルトコロノ、此兌換制度ニ付イテハ、吾ニハ最モ慎重ニ審議ヲ凝ラシテ、サウシテ此戰後ニ於ケル貨幣制度ノ如キモノハ、繼續シテヤルベキモノアルト思フ、然ルニ此案ハ唯今加瀬君カラ質問モアリマシタガ、十分ニ議會ニ初メニ當ジテ、攻究ノ餘地ヲ與ヘテ出スノガ、當前デアルノニ、僅ニ一日ヲ餘ス今日ニ於テ、此案ヲ出スト云フノハ、抑、政治ヲ執ルトコロノ當局ノ處置トシテハ、實ニ不都合デアル、斯ウ云フヤウナ有様デアリマスルカラ、ドウカ此案ハ絶對的ニ否決ヲ望ミマス、此隨時機宜——此文章ヲ御覽ナサイ、理由書ノ中ニ、外國ニ於ケル銀行事業ニ付イテハ、其國ノ經濟事情、又ハ商習慣ニ依リ、機宜ニ應シテ特別ノ規定ヲ設ケルトアルガ、少シモ國ノ經濟事情ヤ、商習慣ニハ、則チテ居ラズ、滿韓ノ商習慣、經濟事情ニハ則チテ居ラヌノデス、(「簡単々々」ノ聲起ル)斯様デアリマスカラ、ドウツ此案ハ、絶對的否決ヲ望ム所以デアリマシテ、簡單ニ此演説ヲシタ譯テス

○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ唯今武藤君ノ雄辯ナ反対説ガアリマシタガ、此問題ノ是非ハ、既ニ極マジテ居ルコトデアリマスカラ、ドウカ讀會省略フシテ、確定アランコ

トヲ望ミマス

〔賛成タクノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略シテ、全部ヲ議題ニ供シマス

○恒松隆慶君(百五十九番) 委員長報告通

○議長(松田正久君) 発言者がナケレバ、採決致シマス——委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、委員長報告通確定致シマス——議事日程第三、日本興業銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院 第一讀會ノ續)

○早速整爾君(二百八十九番) 議長——質問ガアリマス

〔送付〕

○議長(松田正久君) 二百八十九番

○早速整爾君(二百八十九番) 私ノ政府委員ニ御尋ねシタインハ、此十二條ニ掲

ゲアル「外國ニ於ケル公益事業」ト云フノアリマスガ、此公益事業ノ種類ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムトシテアリマスカラ、別ニ極マタコトハナイト云フコトヲ、御答ニナルカ知レマセヌガ、併シドウ云フ種類ノモノト云フハ、略々御考ノアルコトアラウト思フ、此公益事業ノ種類ニ依テハ、隨分イロノカコトニ付イテ、危險ヲ感ズルトカ、或ハ是ナラバ安心デ宜イト云フヤウナ點ニ於テ、非常ナ相違が生ジテ來ルヤウニ思ハレマスルノデ、勅令ヲ以テ定メルト云フコトニハ、ナシテ居リマスガ、大體ニ於テ豫メ是ニ相應シタル種類ト云フモノヲ承ハリタイ、其次ニハ外國ノ公益事業ニ對シテ、資金ヲ供給スル場合ニハ、非常ナル特典ヲ與フルコトニナシテ居シテ、債券ノ如キモ、無制限ニ發行スルコトガ、出來ルヤウニナシテ居リマスガ、此無制限ノ債券ト、内地ニ於テ制限ヲ受ケテ、發行スル債券トノ關係ハ、ドンナモノニアラウカ、例ヘバ内地ニ於テ發行スル制限ノアル債券ト、外國ノ公益事業ニ對シテ資金ヲ供給スルタメニ發行スル無制限ノ債券トノ間ニ、價格其他ニ於テ、非常ナル影響ノ來ルコトハナイカ、若シナイトスレハ、ドウ云フ次第、サウ云フ虞ガナイカ、ソレヲ承ハリタイ、次ニハ政府が曾ア日清銀行ト云フヤウナ風ノ——滿韓事業經營ノタメニ、日清銀行ト云フヤウナモノヲ設立スルト云フコトデ、ソレニ關スル御取調ガアツト云フコトヲ承ハリマシタガ、詰リ此興業銀行法ヲ改正スルト云フコトニ付イテハ、曾テ御調ニナシタ日清銀行ト云フモノノ設立ハ、思止マラレタノアルカドウカ、此興業銀行ノ事業ノ範圍ヲ擴張シタメニ、日清銀行ノ如キモノハ、設立スルノ必要ガナイト云フコトニ、御決定ニナシタカドウカ、或ハ日清銀行ト云フモノハ、ヤハリ此問題トハ別テアルカラ、時機ヲ見テ之ヲ設立スルト云フヤウナ御考ガアルカドウカ、此點ヲ確メテ置キタイノデアリマス

○議長(松田正久君) 坂谷政府委員

〔政府委員坂谷芳郎君登壇〕

○政府委員(坂谷芳郎君) 御答ヲ致シマス、此公益事業ノ種類ハ、其重モナルモノハ、鐵道、礦山テゴザイマスガ、其他ニ又必要ニ應ジテ、是ニ類似ノモノガ生ズルト考

ヘマス、ソレカラ此債券ノ發行ノ關係アザイマスガ、是ハ別ニツノ種類ニナル譯アハゴザイマセヌノデ、此勅令ヲ以テ規定セラレマスルトコロノ債券モ、亦事實ニ對スル債券モ、市場ニ於テハ同シ信用同シ價格ヲ以テ、其利率ノ關係如何ニ依テ流通スル譯アザイマス、此十一條ノ公益事業ト云フモノハ、詰リ目今ノ特殊ノ事情カラ生ジタモノト、御了解ヲ願ヒタイ、ソレカラ日清銀行ノコトデゴザイマスガ、是ハ曾テ政府ニ於テ、取調ヲ致シタコトデゴザイマスガ、今日ハ差向キ急ブ要スル事情ガゴザイマスノデ、日清銀行ヲ創立シテ、十分効果キマスルニハ、一一一年ヲ要スルコトデゴザイマスカラ、先ツ他日ニ議マシタガ、敢テ日清銀行ヲ無用視シタノデゴザイマセヌ、相當ノトキヲ得ア、相當ノ案ヲ具シ、諸君ノ協賛ヲ仰ゲ場合ガナイトモ限リマセヌガ、目今ノトコロハ、先ツ興業銀行法ノ改正ニ依テ、差向ニ急ニ應ズル考デゴザイマス

○恒松隆慶君(百五十九番) 本案ハ讀會ヲ省略シテ確定ナランコトヲ望ミマス、會期切迫デゴザイマスカラ

○議長(松田正久君) 〔賛成ト呼フモノアリ〕

○議長(松田正久君) 〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

○議長(松田正久君) 委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

○議長(松田正久君) 〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

○議長(松田正久君) 〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

フヤウナ策策ニ出デ、他ノ商業銀行ト競争スルが如キ結果ニナラナイカト云フコト、ソレカ
ヲ又營業科目ノ増加ノ結果ハ、拓殖銀行ノ本領ヲ失フ如キ結果ニナラナイカト云フコト
ハ、重モナル疑問ノ點アリマシテ、ソレニ對シテハ、政府委員ノ答ヘラル、ノニハ、總ア監
督ヲ嚴ニシテ、預金ヲ他ノ商業銀行ト競争シテ、吸収スルが如キコトハサセナイ、又拓殖
銀行が本領ヲ失フ如キコトモ、監督上ニ於テサセナイ、現ニ目下一百万圓ノ債券ヲ募ル
コトニモナラテ居ルシ、又時局平定ノ後ハ、債券ヲ募ルニ於テモ、十分ナル便宜ヲ與フル積テ
アルト、斯様ナコトアリマシテ、段々審議ノ末、政府委員ノ説明ニ依リマシテ、疑問ハ了
解致シマシタ、ソレテ委員會ハ、政府委員ニ對シテ、自今一層監督上ノ注意ヲセラレバ、其段御報告致シマス
○淺羽靖君(二百八十六番) 質問ガアリマス、少シク政府委員ニ御尋ラ致シタイ、此
拓殖銀行ノ創立ノ當時ハ、誠ニ遼遠ナル創立アリマシテ、再來ソレカタメニ、幾多ノ效
果ヲ、此銀行ニ依クテ、地方ハ收メテ居ルコトハ、一般ニ認メテ居リマスガ、サリナガラ時勢
ノ進歩ニ伴ヒマシテ、聊カ伺ヒ置キタキ點ガアリマス、其一例ヲ申上ゲマスレバ、現今ノ狀
態ハ、一箇年ニ三万町歩ノ土地ガ成功致シマスル統計ニナラ居リマス、此三万町歩
ハ金額ニ積リマスレバ、財産トシテ六百万圓、之ヲ廉ク見積ムテモ、二百万圓アハ、一
年ニ増加致シマス、即チ生産ノ品物ノ代價モ、亦之ニ伴フノアリマス、而シテ北海道
ノ又未開地ニ屬スベキ土地ガ、凡ツ二百二十万町歩モザイマセウガ、之ヲ成功シマシ
テノ金額ニ積リマスレバ、先ツ五六億万圓ニ近イモノト見マス、半額ニ見テモ二億万圓
以上ニ、尙我國家ニ資產ヲ有スル譯アリマス、本日ノ時勢ノ進歩又拓殖銀行ノ機
關等ニ依クテ、段々進歩致シマシテ、今日ハ三万町歩グノ成功ヲ見テ居リマス、其國
家ニ裨補スルトコロハ、非常ノモノアゴザイマシテ、戰後時勢ノ進歩ニ依クテ、此成功ヲ
テノ金額ニ積リマスレバ、先ツ五六億万圓ニ近イモノト見マス、半額ニ見テモ二億万圓
早メルト云フコトハ、吾々認メラスルガ、サリナガラ遺憾ニ考ヘマスルノハ、現在ノ拂込
金一一資本金ハ二三百万圓ニシテ、既ニ最早拂込済トナラニ、之ヨリ以上ノ運用ハ、此
提出ニナラタコロノ法案ニ基キマシテモ、十分ノ活動ガ、此進歩ニ伴ヒテ往クヤ否マト
云フコトハ、懸念ニ考ヘマス、就イテハ私ハ敢テ此銀行等ノ問題ニ付イテハ、急激ナル變
化進歩ヲ望ムモノアハゴザイマセヌガ、併ナガラ過日來議院ニ於テモ、國本培養ト云フ意
見モ、段々提出ニナラテ、戰後經營ニ於テハ、斯ノ如キ何億ト云フ財產ノ増殖ニ付イテハ、
最モ拓殖銀行ト云フ機關ノ効キガ、必要アリトスレバ、到底今日ノ如キ資本金アハ、
效果ノアルヘキモノトハ思ハレヌ、然ルニ此銀行ニハ一千五百万圓ノ債券ガ售イテ居ル
ガ、今日ノ場合ヲ以テ見レバ、到底普通ノ債券デハ、募集スルコトカドウカト云フ考モ
有ツオノテ、之ニ付イテハ戰後是等ノ債券ヲ募集セラル、ニ於テ、勸業銀行ノ如ク、特別
割増債券ノ如キモノヲ、御付ケニテモナラナケレバ、此北海道地方ノ如キ、金融狀態ニ
アリテハ、或ハ之ヲ募ルコトガ、十分ナラザルコトガアリハシナイカト考ヘル、或ハ又他ノ方
法ニ於テ、此債券ヲ十分募リ易クナサルトコロガナクテハ、前段申シタヤウナ時勢ノ進運
ニ伴ヒコトガ、出來ナクナリハシナイカト思フ、就イテハ近キ將來ニ於テ、政府ハ此銀行
ノ債券募集ニ付キ、或ハ割増債券ノ如キ、或ハ勸業銀行が府縣ノ農工銀行ニ對シ、其
フコトノ御詮議ハ、アル譯アリマセウカ、一言伺ヒマシテ本案ノ贊否ヲ決シタイト思ヒマ
ス、ドウカ御手數アリマスガ、之ヲ伺ヒマ

○政府委員（阪谷芳郎君）（政府委員阪谷芳郎君登場） 唯今ノ御尋ノコトハ、殊ニ政府モ心配致シテ居ルコトデゴ

北海道拓殖銀行法中改正法律案
〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」
松田正久君〕御異議ナケレバ委員會
行スル銀行券ノ偽造變造等ニ關スル
第五 葉造等ニ關スル法律案(政
致シマス——新井章吾君

○新井章音君（百一十二番） 委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本案提出ノ理由ハ、理由書ニ玉書イテゴザイマス通、臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券ノ信用ヲ確實ナラシムルガ、主タル目的デアリマシテ、臺灣モ發達整理スルト同時ニ、追々内地トノ關係ガ、益々緊切致シテ參リマスニ就キマシテ、臺灣銀行ニ於テ發行スル銀行券モ、追々内地ニ參ルヤウナ模様ニナシテ居リマス、然ルニ臺灣銀行ノ銀行券ニ對スル偽造變造ニ關スル事柄ハ、三十二年律令第十三號ヲ以テ、臺灣内地ニ於テハ、之ヲ罰スルコトノ律令ガ、出テ居ルノゴザイマス、即チ刑法中ニアル貨幣ニ關スル條項ハ、皆律令ニ於テ、掲げテゴザイマシテ、之ハ臺灣内地ニ於テハ、罰スルコトニナシテ居リマスガ、御承知ノ通、律令ハ臺灣ダケニ行ハレテ居ルモノア、内地ニハ行ハレマセヌ、此法律ハ即チ内地ニ於テ偽造變造等ノ所爲ゴナシタルモノヲ罰スルガタメニ、設ケルトヨロノ法律ゴザイマシテ、即チ前ニ述べ臺灣ト關係が密接ナルニ從テ、即チ臺灣銀行券モ内地ニ參リマス故ニ、此犯罪ガ今日マテハゴザイマセヌケレドモ、追々將來ナキニシモアラズト云フ有様ニナシテ參リマス、況ニ此法律が必要アアルト云フ 理由デアリマス、況ヤ又昨年ヨリ臺灣銀行ニハ、律令ヲ以テ金券ヲ發行セシムルコトニナリマシタノデ、之がタメ益々臺灣ノ銀行券ト云フモノガ、

部類ニハ、任務ヲ有スル種類ノ船が多イノデアル、何レモ英吉利ナリ佛蘭西ナリ、海軍ヲ備ヘテ居ル國ト云フモノハ、此補助船舶ト云フモノガアズ、大ニ海軍ノ用ヲナスノア
ルカラ、直接戰闘ノ用ヲ爲サナクテモ、是ハ海軍ノ戰時ニ於テハ、非常ナ用ヲ爲スモノデ
省ノ所管ニシタラ、如何デアルト云フ議論モアッタノアリマス、併ナガラ此戰時補助船
舶トハ申スケレドモ、平時ニ於テハ、通商航海ヲ致シテ、專ラ此營利ノ事ニ從テヤル
譯ノモノデアルカラシテ、サウ云フ會社が出來テ、自分ガラズシテ、人ニ託スルト云フ位ノモノナラ
バ、切角愛國ノ熱心ヨリ出來タ軍艦ナルカラ、イツシ海軍ノ方ヘ寄附シテシマフテ、海軍
省ノ所管ニシタラ、如何デアルト云フ議論モアッタノアリマス、併ナガラ此戰時補助船
舶トハ申スケレドモ、平時ニ於テハ、通商航海ヲ致シテ、專ラ此營利ノ事ニ從テヤル
取テモ、之ヲ平時ニ何トモ仕方ガナイ話アルカラ、ドウシテモ是ハ列國ノ列三習シテ、サ
ウ云フ一種ノ制度ニスルノ外ナインデアル、斯ウ云フ答辯テアリマシタソレカラシテ、此航
海獎勵法ト云フモノが出來マシテ、ソレガタメニハ大層船モ殖エタノアリマス、此航海
業ノ盛ニナツタハ、非常ニ結構ノ譯ニアリマスケレドモ、又一方カラ之ヲ見レバ、隨分此
國庫ノ負擔が膨脹シテ參ルノデ、是ハ吾々モ常ニ憂ヘテ居ルトコロデアリマス、國庫ノ方
カラ見マスレバ、船が澤山出來テ、獎勵金ヲ出サナケレバナラヌト云フノハ、ツライコトデア
リマスケレドモ、併シ又通商航海ガ殊ニ我帝國ハ海國ニアリマスカラ、之ガ盛ンナル
ナラバ、國家經濟トシテ、内外ニ大ニ利益ヲ得ル譯ノモノアリマスカラシテ、此殖エル
ト云フコトハ、一向——國庫ノ負擔ハ殖エルケレドモ、國家經濟上、大ニ利スル譯ノモノデ
アルカラ、憂フルニハ及バヌ、併シ又餘り澤山ニ獎勵ノ金ヲ出サナケレバナラヌト云フ船ガ、
殖エテ來テモ困ル、是ハ良イ船が段々殖エテ來ルナラバ、ソコニハ相當ナル制限ヲ付サナ
ケレバナラナイ、十海里トアリマスケレドモ、之ニアルヤウニ十八海里トスルトカ云フヤウニ、
成ベク有力ナル貞イ船ヲ造ダモノニハヤルシ、餘リ良クナイメノハヤラヌト云フヤウナ、
制限法モ立ツモノデアルカラ、他日ニ至ツタナラバ、是ハ十分ナル制限ヲ附けテヤル法モア
ルカラ、是ハ今ノ場合出來タナラバヤ、外仕方がナイト云フノガ、當局ノ答辯テアリマシ
ルノデアルカラ、今茲ニ十八海里ト云フヤウナ、二十一海里ト云フヤウナ船ヲ、茲ニ造ッ
テモ、之ヲヤツテハ殖エ過ギル思ヘバ、一般獎勵ノ下ニ於テ、受クベキ權利ヲ有テ居ル
モノヲ、ソレハ少シ模様が達シテ、ソレニ限テ國家ハヤラヌト云フコトガ、出來ルモノデア
ルカラ、是ハ今ノ場合出來タナラバヤ、外仕方がナイト云フノガ、當局ノ答辯テアリマシ
タ、ソレカラ實施方法ニ付キマシテハ、一遍既ニ弊害モアリマシタカラ、此邊ト云フモノ
ハ、餘程遞信海軍兩大臣ニ於テ、嚴密ナル命令ヲ附シテ、其弊ニ陷ラズシテ、其利ヲ
收ムルヤウニ致シタイト云フコトハ、十分當局ニモ註文ヲ致シタノデアリマス、何レモ此海
軍ヲ持ツトコロノ國ニ於キマシテハ、補助船舶ハアルノデアリマスカラ、大體此例ニ倣シタ
次第ニアリマスカラ、遂ニ大藏、遞信、海軍ノ當局者モ立會ヒマシテ、一度程丁寧ニ質
疑致シマシテ、遂ニ全會一致ヲ以テ、採用スペキモノト決定ヲ致シタノデアリマスカラ、ド
ウカ採決ヲ希望致シマス

○征矢野半彌君（九十五番） 質問ガアリマス—— 私ノ聞クトコロニ依レバ、此船舶ハ
歐羅巴ノ古船ヲ買フト云フコトヲ聞キマシタガ、船ノ模様ニ付イテ御説明ヲ願ヒタイ
○栗原亮一君（五十九番） 是ハドウ云フ船ヲ造ルカト云フコトニ付イテ、マダ計畫ハ
確定シマセヌケレドモ、一万一千噸、十八海里ノ船ヲ三隻程造ダテ亞米利加航路ニ用
井ルト云フノガ、大體ノ計畫ニナシテ居リマス

〔島田三郎君登壇〕

嘆息ヲ致シマス、本員ハ同一ノ精神ヲ以テ、形式及時機ニ於テ、之ニ反対シナケレバナ
ラヌ必要ヲ感シテ居リマス、委員長ノ唯今申サレタ通、此案ハ航海獎勵法ノ上ニ、補足
シタモノ、ヤウニ見エマス、航海獎勵法ハ實ハ本員ノ目カラ見マスレバ、瑕疵百出デ、今
日ハ既ニ古クナダニ居テ、此位ノ修覆ヲ加ヘテモ到底物ニナラヌト本員ハ思フノデアル、
ソレ故ニ斯ノ如キ重大ナル議案ハ、實ハ全體航海獎勵法ノ上ノ權衡如何ト云フコト
モ、考ヘナケレバナラヌコトアリマスカラ、尙ホ全部帝國ノ前途ノ經營ヲ考ヘテ見マスレ
バ、此一大戰役ヲ終リマシタナラバ、軍器全體ニモ、改良ヲ加ヘナケレバナラヌト云フ、世
ノ中ニナダニ居リマス、馬四ニモ根柢ノ改良ヲ加ヘナケレバナラヌト云フシテ、總テ差迫ッテ
居リマスモノモ、此一大戰役ノ終ルトキニ、圖ヲ引イテ、隅マデ行渡ルトコロノ經營ヲ施
タイト云フ、大目的ヲ有ダニ居ルモノハ、今更土臺が既ニ古クナダニ、役ニ立タヌトコロノ航
海獎勵法ヲ、其儘ヲ据エテ置イテ、唯商事會社ニ與ヘルトコロノ特典ヲ、民事ノ會社ニ
與ヘルト云フダケノ補足ヲシテ、是テ満足ハ出來ナインデ、蓋シ或時期ニ於テ、我邦ノ巡
洋艦不足ヲ告ゲテ、國民ヲシテ痛嘆セシメタニ付イテ、重ンズベキトコロノ愛國心ヲ奮
起致シタカラ、此愛國心ヲ良ク使フテ、直ニ巡洋艦的商船ヲ殖ヤシタイト云フコトノ、
斯ノ如キ時期ニ投ズル目的デ、ソレカラ胚胎シテ、此案が出来タト見マスレバ、私ハ其希望
ハ誠ニ結構デアリマスケレドモ、私ハ大帝國トナツタル日本帝國ノ經營ヲナスニハ、餘リ
姑息ナルヤリ方デハナイカト、本員ハ思フノデス航海獎勵法ノ古クナダニ居ルト云フコト
ハ、御承知ノ通此十年ノ間ノ世界ノ變動、竝ニ之ニ影響セラレタルトコロノ舊法ト雖
モ、其帝國ノ新タナル我邦ノ變化ハ、驚クベキモノニアツテ、總テ軍器カラ總テノ需用品
ガ、皆面目ヲ改メナケレバナラヌト云フ有様アツテ、尙費用ノ非常ニ多キトコロノ航海獎
勵法が、明治二十九年ノ三月ノ發布ノ儘ニナダニ居ルト云フコトハ、誠ニ此變化多キ時
代ニハ、實ニ進歩ノ後レタルモノデゴザイマシテ、是ハ確カニ目的ヲ誤テ居ルト思ヒマス、
今委員長ガ申サレタ通、十節以上千噸ト云フモノニ、航海獎勵ノ恩典ヲ與ヘテアツテ、
尙造船ノ上ニ付イテハ、七百噸ノモノニ恩典ヲ與ヘテアルノデゴザイマスガ、是等ノ商船、是
モノトシテ、餘リニ面目ニ關係スルカラ、マサカニ十節或ハ十一節ト云フモノヲ新三造ルモノ
ハゴザイマスマイケレドモ、併ナガラ我邦デ第一ニ、文明ノ國ノ旗ヲ翻シテ、我航海力ヲ示
スト云シテ、誇シテ居リマストコロノ歐洲航路ノ十二隻ノ船ハ、如何ナル速力デアルカト
申シマスルト、十四節ニ僅カ多イグケノモノガ、十二隻アルノデゴザイマスガ、是ガ第一ノ
航路デアツテ、先日他ノ委員會ニ於テ、當局者ニ質問ヲ致シマシタ、此有事ノ場合ニ於
テ、平生保護サレテ居ルトヨロノ船舶ハ如何ニ軍事ニ適用セラレルカト申シマシテ、其數
ヲ問ヒマシタガ、是ハ軍機ノ秘密ニ屬スルタメニ、本員之が答ヲ得ルコトガ出來ナカタノ
デアリマスガ、併ナガラ本員ノ信ズルトコロニ依リマスレバ、彼ノ表ヲ開イテ見マルニ、今日
ノ軍艦ノ速力ハ、非常ニ早イノデ、軍艦ニ伴ハナケレバ保護ナキトコロノ、武器ナキトコロ
ノ人々ガ、旅行スルガ如キモノデゴザイマスカラ、軍艦ノ速力ニ伴ハナイ運送船、其他速

ハヌコトヲ、本員ハ知シテ居リマスガ、然ラバソレヲ補ノタメニ、斯ノ如キ補足ヲシテ用ヲ
達シ得ルカト云ヒマスルト、幾隻カ出來マス、極ク唯今世間ニ知ラレテ居ルトコロニ依リ
マスルト、二艘ヨリ外出來ナイ、一方ニハ十節以上ノモノニ、大ナル恩典ヲ與ヘテ、其タ
メニ得ルトコロノ船ハ、有事ノ時ニ餘リ用ヲナサナイデ、此繼足シ要ル、平生ハド程
ノ金ガ這入シテ居ルカト云ヘバ、毎年八百何十万圓ト云フモノガ、這入シテ居ル、之ヲ其
儘ニ据置イテ、サウシテ更ニ其物ガ思フヤウニ間ニ合ハナイカラ、ソレヲ補足シテ、之ニ三
艘カ二艘繼足スト云フノハ、土臺ノ上ニ改正ヲ加ヘズシテ、其枝葉ニ力ヲ費スモノデア
ルト思ヒマスカラ、本員ハ此精神ニ於テハ、極メテ必要ヲ感シマスルケレドモ、大體帝國ノ
一般ノ經營ノ一部ニ、之ヲ組込ミマシテ、是等ノモノヲ改正シテ、總テ適當ニ用ヲナセルヤ
ウニ、經營ハ出來ナカラウカ、斯ノ如キコトハシナケレバナラヌ、本員ハ他ノ委員會ニ於テ、
政府當局者ニ、航海獎勵法並ニ造船獎勵法ヲ、改正スルトコロノ見込ガアルカト申シマ
シタラ、當局者ハマダ見込ガナイト云シタ、然ラバ議院ガ之ヲ促ス必要ヲ感スルデハナイカ
ト申シマシタガ、不幸ニシテ他ノ委員ノ斯ノ如キコトガ、同意ヲ得マセヌガタメニ、政府ニ
之ヲ促ストコロノ案ヲ立アルコトガ出來ナインデ、其案ハ其儘消滅致シタノデアリマスカ
ラ、本員ハ同ジ精神ヲ此案ニ向シテ、滿場ノ諸君ニ告ゲテ、モウチット規模ノ大ナル基礎
ノ鞏キトコロノ改正案ヲ出シテ、力ヲ合セテ貴族院衆議院ガ、政府ニ改正ヲ促シ、自ラ改
ムベキコトハ自ラ改メテ、航海獎勵並ニ造船ノ上ニ、獎勵ヲ加ヘタイト思ヒマスガ、此案
ニ付イテハ、モウ一ツ本員ハ不足ヲ感ズルノデ、今ドナタカ(「餘リ言ヒ給フナ」ト呼フ者ア
リ)少シク必要ナモノデアリマスカラ——此案ニ依リマスト、是ハ外國カラ買得ルノデアツ
テ、外國カラ買フノハ保護ノ半分ヲ與ヘル、内國テ造ツタモノ、半分ヲ與ヘル、今日ノ日
本ニ於テハ成ベク造船ニ獎勵致シマシテ、其物質ハ外國ヨリ入レルトモ、ソレモ内國デ出
來マスレバ、尙結構デアリマスガ、船舶ハ大抵ナルモノハ、皆内國テ造ルダケノ準備ヲシ
タイモノデゴザイマスケレドモ、新三保護ヲ與ヘルト云フ此改正ヲスルナラバ、内國船ト區
別ノアルヤウニシテ、嚴密ナル制限ヲ付ケタイ、是ハ一方ノ方ノ職分ニアツテ、唯今委員
長ハ樂天ノ說ヲ立テラレテ、政府が嚴重ナル命令ヲスル、唯嚴重ト云フニ止マツテ、如何
ナル箇條ヲ嚴重ニ立テルカト云シタラ、委員長モ蓋シ政府委員カラ御答ヲ得ナカツタ思
フ、餘リ樂天的デアルマイト、本員ハ懸念致シマス、尙又政府が船舶事務ニ大ニ改良
ヲ加ヘルコトヲ漏シテ居ル上ハ、愈其時機ニ於テ、全部ニ改良ヲ加ヘル必要ガアルト思
ウテ居リマス、ワレハ本年八月頃ニ、期限ノ盡キマストコロノ、日本ノ近海近國ヲ航海ス
ル命令契約ガ、今マデ四年カ五年繼續スルノガ慣例デアリマスガ、政府ハ本年ハ前途國
勢ノ變化スルノヲ豫想致シマシタカラ、一年ノ契約ニナダニ居リマス、是等ノ航路ハ、大
ニ變ジナケレバナラヌト云フコトヲ、遲緩ナル、緩慢ナル政府モ、覺悟シテ居ラレル、然ル
ニ何事ガ、政府ニ向シテ總テ是等ノコトニ付イテハ、議會が其必要ヲ感セヌト云フ態度ヲ
取テ、此補足ニ満足セントスルノハ、餘リ緩慢ナルヤリ方デアラウ、故ニ本員ハ一層大
ナル獎勵ヲ望ムガタメニ、此姑息ナル改正案ニ付イテハ、其精神ニ同意ヲ致シマシテ、甚
ダ殘念ナカラ此案ニ反対ヲ致シマス

(拍手起ル)

(大津淳一郎君登壇)

○大津淳一郎君(二百十四番) 諸君、本案ニ對テハ、決シテ之ニ反對説ナドハ、起ラヌモノト、私ハ信シテ居リマシタ、「ノウ」ト呼フ者アリ、然ルニ最モ吾ミノ先輩トシテ尊信スルトコロノ島田三郎君ガ、之ニ反對説ヲ唱ヘルトハ、實ニ意外ナコトニ感ジマシタ、此案ノ成立及審査ノコトニ付イテハ、委員長ヨリ詳細ナル御報告モアリマシタカラ、私ハ其島田君ノ御説ニ付イテ、一言申上ゲテ置キタ、島田君ノ御説ハ、要スルニ航海獎勵法ト云フモノガ不備アル、テ航海獎勵法ガ不備アルトコロヘ持テ來テ、今斯ノ如ク「ノウ」案ヲ立テ、ソレヲ補フト云フノハ時機ニアラズ、他日航海獎勵法ヲ大ニ改正スベキトキガアルカラ、ソレマテノ間ハ、斯ウ云フ案ハ無用アルカラ、否決シテ置ケガ宜シト云フ、御説ニ止マント私ハ思ヒマス、併ナガラ是ハドウデゴザイマセウ、凡ソ國ノ法律ト云フモノハ、一般ニ遺憾ナク法律ト云フモノハ、均霑シテ普及セシメナケレバナラヌモリテナシ、私共モ御同意申シテ居ル、又政府ニ於テモ、今日ノ航海獎勵法ハ改正ゼンデハ正スルマデ、之ニ如何ナル恩典モ及バナシ、如何ナル取締モ之ニハ及バナイト云フコトナラヌト云フ、意見ハ、委員長ノ述ベタル如ク、大藏當局者モ他日是ハ改正ズベギ、時期が到來スルデアラウト云ヒ、又遞信省ノ當局者ニ於テモ、航海獎勵法及航海助成金等ハ戰後ニ於テ大ニ改メナケレバナラナイト思ノト云フ、御意見ヲ漏シテ居ルノゾクル、ソレハ吾ミモ同意アル、追テ改正モベシ、誠ニ適當ナル方法ノ計畫モ立テマセウケレドモ、其ニ恩典ガ及バヌ、均一ナル方法ヲ施カヌト云フコトハ、國家トシテ甚ダ不道理ナモノト思ヒマス、此法案ニ付イテ、今日下ニ起テ來テ居リマスルトコロノモノハ、或ハ協會ガ十八海里、一万二千噸ノ船ガ、同シク貨物旅客ヲ載セテ、營業ヲ營ミタイト云フノモ、是ガ適當ナモノト申サレマセウカ、追テ航海獎勵法ハ、島田君ノ言ハレル通、十海里ノ船、一千噸ノ船ノ方カラ、航海獎勵法ノ補助金ヲ與ヘルト云フノニ、十八海里以上ノ船、一万一千噸ノ船ガ、同シク貨物旅客ヲ載セテ、商事ノ——營業ノトキニコト使ヒタイト法ヲ變ヘルマデノ間ハ、一方ノ十海里、一千噸ノ船テモ、獎勵金ヲ與ヘルガ、十八海里、一万二千噸デモ、法律ヲ改正スルマテノ間ハ、貴様ハ貨物旅客ヲ載セテモ、獎勵金ヲ與ヘナイト云フコトハ、ドウシテモ出來ル道理ガナシ、「戰爭後ニヤルノダ」ト呼フ者アリ、戰後ニハ改ムベシ、戰後ニアラズト雖モ、法律ハ今必要アルト思タモノニ對シテ、法ヲ適用スルノガ、國家ノ職務アル、今出來テ來ルモノニ對シテ、追テ法律ヲ改ムラマデノ間ハ、貴様ハソレナリアルト云フコトハ、出來ヌコト、思フ、ソレデ此法律ヲ作ルニ付イテハ、航海獎勵法ノ修正案トスルナラバ、吾ミ共モ亦大ニ考ガアル、航海獎勵法ハ追テ修正スルマデ、單獨ノ法律トシテ、此法ヲ以テ目前ニ起テ來タモノニ、獎勵スベシ意義ヲ及ボシテヤルト云フコトハ、誠ニ今日ニ於テ、私共ハ適當ナモノト考ヘテ居ル、又此海事協會ノ船ハ、二十一海里、一万一千噸、而シテ内國ニ於テニ艘ヲ造ルト云フコトヲ、確カニ斯様ニ聞キ及シテ居ルコトハ、遞信當局者モ言フテ居ル、斯様ナ船ニ對シテハ、他ノ航海獎勵法ヨリハ、最モ政府トシテハ、力ヲ盡シテヤルモノアルト、私共ハ信ジタノアル、併ナガラ一面ニ是ハ今日時局ノ際ニ當テ敵愾心ヲ利用シテ、多クノ義捐

金ヲ作メテ成立シタ船ヲ以テ、商業上ノコトヲ利用シテ、サウシテ獎勵金ヲ受クルト云フコトハ、如何ナモノアルカト云フコトニ付イテハ、吾ミモ深ク此事ニ付イテハ、懸念ヲ致シタノデアル、然ルニ海軍當局者ハ、十八海里以上ト云ヘバ、最早戰爭ノ時ニ使フニハ、適當ナ船アル、是ダケノ海里ノ上ニ於テ、制限ヲ與ヘテ置ケバ、十分此船ト云フモノハ他ノ商業的の方ノ利用ニ用井ル船ト云フモノニハ、出來ナイト云フコトヲ證言シテ居リマス、サウ云フコトニナリマスレバ、平生ニアツテハ之ニ獎勵金ヲ與ヘテ、潰レタキニハ又之ヲ補用シ、一方ニ戰時ニ於テノ備ヘラヌスト云フコトハ、誠ニ結構ナコト、私共ハ信シマス、而シテ島田君ノ言フガ如ク、航海獎勵法ト云フノハ、是ハ自ラ別問題三屬シマスルカラ、今日ハセル、平時ニアツテハ、ソレニ營業ヲサセテ置ケト云フコトハ、一方ニ商業發達ノ上ニ利用ト云フ必要ハ、此法律ノ一黠カラシテモ、權衡上、獎勵法ヲ變ヘルノ必要が起テ來ヤウト思ヒマスカラ、却ア航海獎勵法ヲ改正スルト云フ御精神ガアルナラバ、此法律ヲ今日ニ通過セシメテ、之ニ對照シテ將來ノ改正法ヲ圖シタ方が宜カラウト、私共ハ信ズルモノス様ナ法律ヲ作シテ置キマスレバ、是ト權衡ノ上ニ於テモ、他日航海獎勵法ノ改正ヲスルアリマス、デ此理由ヲ以テ、吾ミ共ハ此案ニ贊成スル所以デゴザイマス
○恆松隆慶君(百五十九番) 討論終結ノ動議ヲ出シマス
〔討論終結〕〔討論ヲナスベシ〕ト呼フ者アリ
○議長(松田正久君) 討論終結ノ動議ガアリマス、此動議ガアリマスガ、此動議ニ定規ノ贊成ガアリマスカ
〔賛成々々〕〔反對々々〕ト呼フ者アリ
○議長(松田正久君) 然ラバ討論終結ノ動議ニ贊成者ノ起立ヲ望ミマス
○議長(松田正久君) 多數ト認メマス
〔異議アリ〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○島田三郎君(二百七十八番) 異議ヲ申立テマス
〔アリマス〕〔ト呼フ者アリ〕
○議長(松田正久君) 然ラバ記名投票ヲ以テ、採決ヲ致シマス——閉鎖——是ヨリ投票ヲ行ヒマスルガ、念ノタメニ申シテ置キマス、第二讀會ヲ開クベシトスル御方ハ、白木札ヲ持テ御出ナサイ、之ニ反スル第一讀會ヲ開クベカラズトスル諸君ハ、青イ札ヲ持テ御出ナサイ、——投票ヲ始メマス
〔書記氏名ヲ點呼ス〕
○議長(松田正久君) 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ガアリマセヌケレバ、投票團體ヲ閉チマス——開鎖——開票致シマス
○議長(松田正久君) 投票ノ結果ヲ報告シマス
〔林田書記官長朗讀〕

ニ處ス

收得シタル後其ノ偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ行使シ若ハ行使セシムル
ノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ價格^{名價三倍以下}二倍ノ罰金ニ處ス但シニ圓以下ニ

降スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器
械若ハ原料ヲ製造シ、授受シ若ハ準備シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタ

ル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

第八條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記
載シタル物ノ未タ行使セラレサル前又ハ第五條ニ記載シタル物ノ未タ授
付セラレサル前ニ於テ官ニ自首シタルトキハ刑ヲ全免^{主刑ヲ免除スルコトヲ得}

〔藤崎朋之君登壇〕

○藤崎朋之君(二百八十一番) 暫時諸君ノ御清聽ヲ濱サウト存シマスガ、本問題

ハ豫テ本院ニ於キマシテハ、委員會ノ鄭重ナル調査ノ結果、可決ニナリマシテ、同時ニ、
本會ニ於キマシテモ、其通り決議ニナリマシテ、サウシテヲ貴族院へ送付致シマシタ、
所デ、貴族院ノ更ニ修正スルトコロトナリマシテ、本院ニ回付ニナシタモノニアリマス、事

甚ダ容易ニ似テ居リマスルケレドモ、元來爭ヨニナリマスルトコロノ事柄ハ、此法律ノ内
容ニ定メマシタル刑期ノ輕重ト、サウシテ此法律ニ使用致シテアリマスルトコロノ術語、
即チ文詞、サウシテ最後ニ此犯罪ヲ自首致シタル場合ニ、全免ヲスルカ、或ハ場合ニ依
レバ全免ヲシナクシテ、輕減若クハ免除ヲスルカト云フ、斯ウ云フヤウナ法ニナシテ居ルノ
アリマス、然レドモ本院ニ於キマシテ、此刑期ヲ定メマシタルハ、御承知ノ如ク此案ガ

明治二十五年以來屢々政府が緊急勅令ノ名義ヲ以テ、同様ナル取締法ヲ設ケマシ
テ、都合三回ニナリマシタ分デアリマスルガ、前一二回トモ之が刑期ハ頗ル輕少ナモノデ
アリマシテ、體刑ハ一年以下、金刑ハ二百圓以下ニナシテ、五年、六年、七年マデ參^タモノ
ノヲ、突然ト重懲役若クハ輕懲役ニ處スルト云フヤウナ、非常ナル差ヲ以テ、茲ニ刑期ヲ

定メタノアリマシテ、斯ノ如キ急激ナル立法ノ變化ト云フモノハ、甚ダ宜シクナイト云フ
ノデ、中ヲ採リマシテ、輕懲役ト云フコトニ定メタノアリマス、極メテ穩當ナル之ハ決議
デアリマシタ、サウシテ又此文中ニ流通ラスルト云フ言葉ガアリマシタノアリマスケレド
モ、之が日本ノ刑法ヲ初メ、其他ノ法律ニ於テ、正ニ見ザルトコロノ術語デアリマシテ、詰
リニテ、行使ト云フ術語ヲ用ヰレバ、總テノ一般ノ法律ニ能ク適フノアリズ、ソレカラ又
自首ノ節ニハ全免ヲスルト云フ事柄ハ、申スマデモナク犯罪ヲ未萌ニ防ギマシテ、此罪惡
ノ取締ニ、最モ必要ナル事項デアリマシテ、若シ之ヲ減免ヲスル、詰リ此判決ヲ致シマス
人ノ考ニ依テ、時トシテ免除ヲスルコトガアルケレドモ、時トシテ或程度マデハ刑罰ヲ加
ヘル、斯ウ云フコトニナリマスルト、其犯罪ヲ爲シタルモノハ、萬一……(「ヨシ給ヘ」ト呼
フ者アリ)ソレ故ニ之ヲ免除ヲ爲スベキトコロノ疑惧ト云フモノヲ抱イタ日ニハ、其目的

ヲ達スルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトニナリマスカラシテ、是等ニ對シマシテ……(「貴族院回付案デス」「何ヲ云ッテ居ル」「ヨシ給ヘ」ト呼フ者アリ、笑聲起ル)同意

ヲセナインデス、演説デ分^ヅテ居ル(笑聲起ル)サウ云フヤウナ次第デアリマスルカラシテ、本

院ニ於テ決議シマシタコロノ趣旨ト云フモノハ、全ク沒却致シマシタコロノ決議ヲ爲シ
テアル、本員ハ是ニ同意スルコトハ出來ナイト云フコトニナリマス、要スルニ――サウシテ
是等ノ事ニ至リマシテハ、最モ本院ニ於テハ、鄭重ニ議ヲ盡シマシテ、本院ニハ一箇以
上同一ノ原案が出マシテ、之ニ付イテ採擇ヲ致シマシテ、決議ヲ致シタノアリマス、御
道ノ學者モ、亦其案ヲ立テラレマシテ、彼此折衷致シマシタコロデ、決議三ナツタノアリ
マス、謂ハミ本院ノ滿場御同意ニナシタノアリマス、然ルニ之ヲ以テ貴族院ニ於テ反對
ヲシテ、而モ殆ド最初政府が緊急勅令トシテ出シマシタ同様ナルモノ、相似タモノヲ出
シテ來タノハ、殆ド奇怪ニ堪ヘヌノアリマス、又是ニ付キマシテハ、元來委員會ノ節ニ
モ、政府委員モ本院決議ノ如クテ宜シトイコトノ、御同意ニモナツテ居タニモ拘ハラ
ズ、斯ウ云フヤウナコトニナリマスハ、甚ダ本會ノ遺憾トスルトコロデアリマス、故ニ徹頭
徹尾、貴族院ノ議論ニハ同意が出來ナインデアリマス、之ハ即チ唯議論ノ――道理ノ上
ニ於テ、議論致シマスルマデニアラズシテ、全體ノ上カラ考ヘマスト、今日ノ事態ニ方^ツ
コシナコトヲムツカシク申シテ居リマスルト、厄介デアルト云フ御觀念ガアルカモ知レマセヌ
ケレドモ、本院ニ於テ段々議シマシテ、政府案其他本院ニ於テ提議致シマシタモノガ、貴
族院ニ送込シアルノアリマス、果シテ貴族院が之ニ對シテ、皆同意スベキヤ否ヤ、若
シ之ニ對シテ不同意ヲ致シテ、更ニ回付ヲ致シマシタ曉ニハ、本院ノ最モ盾トスベキ
モウツ換ヘテ露骨ニ申スト、交換問題ト致シマシテモ、極メテ必要ナル問題デアリマスル
ガ故ニ、之ヲ權利ニ保留ヲ致シマシテ、本院ノ決議ノ如クニ、何時マデモ固守ヲ致シタイ
ト云フ考テアリマス、敢テ本員が此案ノ提出者ナル故デハアリマセヌ、實ニ本院ノ體面ト
致シマシテ、是非共之ヲ固守スルト云フコトガ、當然ノ議論デアラウト思フ

○恒松隆慶君(百五十九番) 貴族院ノ修正通同意

(「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 多數デアリマスルカラ、貴族院ノ修正案ニ同意スルコトニ決
シマス――議事日程第十一、郡制廢止法律案ハ委員長ヨリ議事延期ノ申出ニナシテ居
リマスルカラ……

○島田三郎君(二百七十八番) 此事ニ付イテ、本員ハ議長ヲ通シテ、委員長ナリ理
事ニ一言聞イテ置キタイコトガアル、全體此案ハ昨年ノ終リニ出マシテ、四回ノ委員會
ヲ重ねテ、サウシテ政府モ鄭重ニ扱フタメニ、大臣自カラ出席シテ、辯明モサレタノテ、今
日此會期ノ迫^ジテ居ルノニ、來期マデ延期スルト云フノハ、議サヌト云フ意味デアラウト
思ヒマス、何故ニ政府委員ヲ斯クマデ煩ハシ、吾々モ又其員ニ加シテ、謂ハレナク之ヲ延
期スルト云フコトデハ、如何ニモ體面ニ關ハリマス、議會が政府ヲ玩弄シ、委員が議員ヲ
玩弄シタコトニナリマス、斯ノ如キコトニ貴重ナル時間ヲ費スト云フコトハ、國民ニ
對シテ濟マヌト思ヒマス、相當ノ理由ノ説明ヲ與ヘラレタナラバ、本員ハ甘ンシテ即チ來
期マデ延期スルト云フ、言葉ヲ換ヘテ云ヘバ、曖昧模糊ノ間ニ延期スルト云フモ致方ガ

イ、併ガカラ理由ナク會期切迫シタ今日マデ延期シテ置イテ、更ニ延期ノ名ノ下ニ此、

ノ如キ輕薄ノ名ノ下ニ、議會ヲ煩ハシ、特ニ選バレタ委員ヲ煩ハシタノハ、

何ノ趣意アルカ、承リタイ、否決スベキモノアルナラバ、早ク運ンデ否決スベシ、可決

スペキモノアルナラバ、今日ヲ待タシテ可決スルが宜シ、然ラザレバ明白ニ延期ノ理由ヲ

述べテ、來期マデ延期スルモ可ナリ、斯ノ如キ言葉ヲ以テ、曖昧ノ間ニ已レヲ玩ビ議會ヲ弄ブノ舉動ニ至シテハ、本員ハ甚ダ委員長ナリ理事ハ、怪シカラヌ人ニアラウト思ヒマス、斯ノ如ク本員ハ彈劾的ニ、諸君ノ前ニ委員長並ニ理事ノ非ヲ鳴ラシマス、其言が

不適當ナレバ、委員長ナリ理事ナリ、明白ニ御答アランコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 「延期ハ許サヌ否決タ々」又ハ「無期延期」ト呼フ者アリ

ス、本案ノ議事ヲ延期スルト云フニ賛成者ハ起立ヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 委員長ノ答ガアリマセヌカラ、延期ヲスルヤ否ヤノ決ヲ採リマス

○議長(松田正久君) 多數ト認メマス

○議長(松田正久君) 多數アリマス

○議長(松田正久君) 「異議アリ異議アリ」ト呼フ者アリ

○島田三郎君(二百七十八番) 議長ハ黨派ノ議長ニアラズ、公平ナル判決ヲ與ヘラ

レンコトヲ望ム

○議長(松田正久君) 「然リヒヤ」又ハ「公平ダ」ト呼フ者アリ

○議長(松田正久君) 島田君、決シテ議長ハ不公平ナル宣告ヲシタコトハナイノデア

ル、議長が認ムルトコロニ依ッテ、多數ト認メテ居ルガ、異議ガアツテ成規ノ賛成者ガアレバ投票ヲ以テ採決ヲ致スノデ

○島田三郎君(二百七十八番) 本員が異議ヲ申立テマス、賛成アリト信ジマス

(「賛成タ々」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 然ラバ異議ノ申立ニ賛成者ガアリマスナラ、記名投票ヲ以テ採決ヲ致シマス——閉鎖——念ノタメニ申置キマスガ、本案ノ議事ヲ延期スルト云フノ

諸君ハ、白イ札ヲ持ッテ御出デナサイ、延期スベカラズトスル諸君ハ、青イ札ヲ持ッテ御出デナサイ——指名點呼ヲ始メマス

(「議場が騒々シクテ分リマセヌ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 静肅ヲ望ミマス、投票ニ付イテ、注意ヲ致シテ置キマスガ、本案ノ議事ヲ延期スベカラズトスル諸君ハ、白イ札ヲ持ッテ御出デナサイ、延期スベカラズト云フ

諸君ハ、青イ札ヲ持ッテ御出デナサイ

(「白々」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 是ヨリ點呼ヲ始メマス

○議長(松田正久君) 「書記氏名ヲ點呼ス」

閉鎖——開匣ヲ致シマス

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

○議長(松田正久君) 投票ノ結果ヲ報告シマス

(林田書記官長朗讀)

出席總數

百八十八

可トスル者

百二十一

否トスル者

六十七

(参照)

本案延期賛成者氏名

岩本 晴之君

福井 三郎君

佐藤 庫喜君

谷澤 龍藏君

乾 奈良 吉君

高橋 安爾君

須見 千次郎君

大戸 復三郎君

田寺 敬信君

松本 長平君

平島 達太郎君

山田 平太郎君

金岡 又左衛門君

鈴木 久次郎君

佐々木 正藏君

菊池 九郎君

丹治郎君

佐藤 伊助君

木村 格之輔君

波多野傳三郎君

久保 伊一郎君

清水 隆德君

福島 宜三君

鹿島 秀齋君

嘉平君

神鞭 知常君

伊夫伎 資弼君

龍君

安念次左衛門君

重藏君

雄太郎君

大津淳一郎君

大津口

福島 達太郎君

西村

本案延期反對者氏名

石田 貫之助君

福留 清四郎君

菊池 武德君

演田 國松君

亨君

神藤 才一君

荒川 五郎君

大竹 貫一君

國谷

岡本 金太郎君

岡口 安太郎君

加瀬 神逸君

岡口 基君

山根 正次君

福地 源一郎君

三輪 猶作君

奥村 善右衛門君

蘆田 鹿之助君

矢島 浦太郎君

熊野君

小川 平吉君

近江谷 荣次君

小山田 信藏君

小山田 信藏君

淺羽 靖君

三輪 信次郎君

堀谷 左治郎君

大繩 久雄君

小林 仲次君

米田 實君

山口 花井卓藏君

永見 寛二君

河原林 義雄君

藤崎 朋之君

松本 恒之助君

中西 六三郎君

橋本 久太郎君

西山 彰君

山口 小一君

松井 源内君

麥田 宅三郎君

中村 雄藏君

高橋 勝七君

岡井 藤之助君

米田 武八郎君

青柳 信五郎君

松本孫右衛門君

萩野 左門君

寺井 純司君

城 長雄君

森 肇君

江角千代次郎君

登君

富島 暢夫君

花井 卓藏君

永見 寛二君

河原林 義雄君

藤崎 朋之君

松本 恒之助君

中西 六三郎君

橋本 久太郎君

西山 彰君

山口 小一君

松井 源内君

麥田 宅三郎君

中村 雄藏君

日向輝武君

(「賛成キキ」) 聲起ル

○議長(松田正久君) 御異議がナケレバ、一讀會ハ次ノ會ニ於テ開クコトニ致シマス、日程第十四、郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案(横田 第二讀會)

第十四 郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案(横田 第二讀會)

虎彦君外一名提出

(「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 第二讀會ハ、前ノ會ニ於テ開クコトニ決シテ居リマス、全部ヲ議題ニ供シマス。委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼ヒ又「反對」ト呼フ者アリ)

○長晴登君(四十六番) 私ハ反対デス。

○議長(松田正久君) 二讀會ニアリマスカラ、反対ト云フウテ、何カ修正ガアリマスカ

○長晴登君(四十六番) 全部ニ反対デスカラ、二讀會アヤリマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 然ラバ二讀會ハ終了シタルモノト認メマス、直チニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ直チニ第二讀會ヲ開キ、本案ノ全體ヲ討議ニ付シマス。

郡市町村會議員ノ選舉ニ關スル法律案

(「二讀會通異議ナシ」ト呼ヒ又「反對」ト呼フ者アリ)

第二讀會

○長晴登君(四十六番) 簡單ニ此席カラ反対ヲ致シマス、本案ハ衆議院議員選舉法ノ罰則ヲ、郡市町村會議員ノ選舉ニ關シテ適用スルコトニナリマス法案アザイマス、是ニハ私ハ反対デス、何トナレバ彼ノ衆議院議員ノ選舉法ノ如キモノハ、非常ニ複雑ナモノア、町村會ノ如キ團體ノ上ニ取シテ、之ヲ用ギルコトニナシテ來レバ非常ナ手數が掛チテ、却テ厄介アツチ、迷惑ガナインデザイマスカラ、是ニ反対シマス、現

在衆議院議員ノ選舉ニ對シテ、如何ナル取締ヲヤシテ居ルカト云ヘバ、每選舉特別費ヲ出シテ、取締費ト云フモノガ、多キハ二十五万圓、少キモ二十万圓前後ノ金ヲ出シテ、特ニ取締ヲシテ居ルノガ、今日ノ實況デゴザイマス、然ルニ斯ウ云フ法律ヲ行フトシタナラバ、又是カラ取締費用ヲ出シテ、ヤハリ此法律ハ空文ニ屬スル、斯ノ如キコトハ町村會議員ノ選舉ニ適用スルト云フコトハ、種々調査ノ上ニシナケレバナラヌコトデアルカラシテ、今日ハ杜撰ナル調査ノ下ニ、直チニ決スルコトハ、無謀極マルモノアルカラ、之ヲ否決シタイ考デゴイマス、簡單ニ反対シマス

(「賛成」又「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 発議者ガナケレバ採決ヲ致シマス、本案ヲ採用スルヤ否ヤニ付イテ、決ヲ採リマス、本案ヲ採用スベシトスル諸君ハ起立ラ望ミマス

起立者 少數

○議長(松田正久君) 少數アリマスカラ、本案ハ廢棄トナリマシタ、議事日程第十

五、海外移民保護ニ關スル建議案ヲ討議ニ付シマス——日向輝武君

第十五 海外移民保護ニ關スル建議案(吉植庄一郎君提出) 議事

(日向輝武君登壇)

○日向輝武君(二百九十六番) 諸君、海外移民保護及獎勵ニ付キマシテハ、識者ノ間、既ニ一ノ定論トナシテ居リマス、又政府ニ於キマシテモ、貿易、航海、移民ヲ、帝國ノ三大策トスルト云フコトヲ、外務大臣ハ委員會ニ於テ、イヤー、ナガラモ明白ニ述べタマリマス、(ノウト云フコトヲ、外務大臣ハ委員會ニ於テ、イヤー、ナガラモ明白ニ述べ本會議ニ於ケル反対論ニ對シマシテ、一言スルノ已ムヲ得ザルニ立至タノアリマス、

本建議案ニ對シマシテ、實ハ私共左程ニ重キヲ置イテ居ラニノアリマスルガ、此通過スル通過セザルニ依シテ、影響シマスルコトニ付イテハ、特ニ諸君ノ御注意ヲ喚起シナケレバナラヌノアリマス、眼ニ一定ノ經濟眼ヲ有セザルコロノ反対論者ハ、日本民族ハ東洋ノ一部タル滿韓以外ノ東洋ノ一部ニ出ツベカラズト云フコトヲ此處デ大キナ聲デドナツタノアリマス、是ハ大和民族ノ天ノ命アルト云フコトデゴザイマシテ、實ニ笑フベキ愚カナル天命論ヲ此處テ恥カシクモナク言ウタノアリマス、是等ノコトニ付キマシテハ、特ニ茲ニ駁撃ヲ加フルコロノ直打ハナイノアリマスルケレドモ、片々タル輕々シキトコロノ俗論ノタメニ、此國家經濟ノ一大政策ガ少シニテモ其進行ノ阻礙セラル、ノヲ切ニ憂フルノアリマス、反対ノ論者ト雖ドモ、帝國ノ人口が年々總人口ノ一割三分ツ、增殖シテ往クト云フコトノ明確ナル事實ハ御承知アラウト思ヒマス(福井三郎君)然リ我輩ハ奴隸ニスルヲ好マザルナリト呼フ)而シテ此五十五万ツ、殖エテ往クトコロノ人口ガ、此割合ヲ以テ臘第三增加シテ參リマシタナラバ、遠キ百年ノ後ハ、援借イテ、近キ吾ミガ生存シテ居ルトコロノ四五十年間ニ於テ帝國ノ人口ガ二倍ニナシテ、八千万ニナルト云フ小學校程度ノ算術ヲモ分ラナイモノト言ハナケレバナラヌ、諸君ハ此數限ノナキ人類ノ群團ヲ何レノ所ニ置キ、又如何ニシテ之ヲ養ハントセラル、ノデゴザイマスカ、既ニ土地ノ面積ニ於テ限りガアル以上ハ、ドウシテモ是ハ海ヲ越エテ外ニ出スヨリ外仕方がナインデアリマス、是が即チ移民經營ト云フノデアル、本建議案ハ移民經營ニ付イテ國家ハ相當ニ之ヲ監督シ、之ヲ發達セシメヨト云フノ趣意デアリマシテ、誠ニ穩當ナル御尤モ千萬ナル趣意アリマス、而シテ從來此移民經營ニ對スル政府ノ措置ヲ緩慢ナリトシテ、之ヲモニシテ、特ニ取締ヲシテ居ルノガ、今日ノ實況デゴザイマス、然ルニ斯ウ云フ法律ヲ行フタマシナラバ、又是カラ取締費用ヲ出シテ、ヤハリ此法律ハ空文ニ屬スル、斯ノ如キコトハシテ、町村會議員ノ選舉ニ適用スルト云フコトハ、種々調査ノ上ニシナケレバナラヌコトデアルカラシテ、今日ハ杜撰ナル調査ノ下ニ、直チニ決スルコトハ、無謀極マルモノアルカラ、之ヲ否決シタイ考デゴイマス、簡單ニ反対シマス

(「賛成」又「反對」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 発議者ガナケレバ採決ヲ致シマス、本案ヲ採用スルヤ否ヤニ付イテ、決ヲ採リマス、本案ヲ採用スベシトスル諸君ハ起立ラ望ミマス

起立者 少數

○議長(松田正久君) 少數アリマスカラ、本案ハ廢棄トナリマシタ、議事日程第十

(一九)

此三ツノモノが完成致シマシテ、食料ノ供給が豊カデアリマシタラバ、人口へ増加致シマシテモ、民ガ飢ヘルト云フコトハナイノデアリマス、土地ガ廣茫デアリマシタラバ、人口ハ増加致シマシテモ、之ヲ包谷スルニ足リルノデアリマス、經濟ノ事情デ適順デアリマシタラバ、如何二人口が増殖シテモ、之ヲ維持スルニハ十分ナノデアリマス、然ルニ此食料、土地、經濟事情が適順デナクシテ、此二者が我帝國內ニ於テ缺ケテ居ル場合ニ至リマシテハ、大ニ攻究ヲ要サナケレバナラヌ問題ト私共ハ確信スルノデアリマス、人口ノ中テ最モ多數ヲ占メテ居ルトコロノモノハ、日本モ外國モ變リマセバ貧民デアリマス、此貧民ノ收入ノ大部分ハ、舉ゲテ食料ニ消費セラル、ノデアリマス、我邦ノ統計ニ依リマスルト、普通歲入ノ一般ノ大多數ハ、此貧民が食料ニ向テ消費シテ居ルノデアリマス、既ニ多數ノ貧民ガ、人口ノ中ニ占メテ居リマスルナラバ、此米ノ高低が直チニ一般ノ物價ニ影響ヲスルト云フコトハ、決シテ偶然デハゴザイマセヌ、食料品ノ中最モ大キナモノハ米デアリマス、第一ニ麥ガアリマス、此米穀ノ產出額が十分デアルノト、十分デナイトハ、直チニ多數ノ人民ノ飢エルト飢エナイトニ關係ヲ持ツ大ナル問題ニナルノデアリマス、(「簡單々々」ノ聲起ル)之ヲ統計ニ徵シマスルト、我邦ノ米穀ノ生産額ハ、年々增加ノ傾向ヲ少シモ見ナイノデアリマス、而シテ一方ニハ一割三分ト云フ著シキトコロノ比例ヲ以テ、此人口ハ増加シテ參ルノデアリマスルカラ、米ハドンノク騰貴致シマシテ、終ニ今日ハ十割六分ノ甚シキ統計ヲ示シテ居ルノデアリマス、斯ノ如クニ國ニ產スルトコロノ食料ノ重モナルモノハ少シモナラズ、(「簡單々々」ト呼フ者アリ)暫ク、ドウカ御聽キヲ願ヒマス、(「過半數ナクナルゾ」ト呼フ者アリ議場騒然)暫ク御待チヲ願ヒマス(「簡單々々」ノ聲起ル)無論簡單ニヤリマス、言フダケノコトハ言ハナケレバナリマセヌ、土地ハ幾ラアリマスルカ、既ニ土地ノ面積ト云フモノハ、論ズルマデモナク小サナモノアリマシテ、是ハ限ラレテ居ルト云フコトハ申スマデモナイコトデアリマスルノミナラズ、明治二十年以來二十年ニ至ラテ我邦ノ民有地ガ十七万町歩ニ減歩ラ來シテ居ルノデアリマス、固ヨリ北海道アリ、臺灣ガアリマスケレドモ、北海道臺灣モ其面積が極メテ小サク、トテモ此問題ヲ解釋スルニ足ラヌノアリマス、臺灣ノ面積ハ一地方ニ於テ(「簡單々々」ト呼フ者アリ又「謹聽、ヤリ給ヘ」ト呼フ者アリ議場騒然)

○議長(松田正久君) 静肅ヲ望ミマス

○日向輝武君(二百九十六番) 土地及經濟事情ニ付イテハ暫ク問題ヲ止メマシテ、免ニモ角ニモ——言ヒタイトコロノコトハ、十分ノ一モ言ハナイデ置イテ、極ク簡單ニ申述ベマス、此經濟事情及土地ノ如キハ、既ニ此人口ノ多寡ノ問題ヲ解釋スルニ足リナイ、眞中ノ地方ハ無論年ニ一万若クバニ二万デ宜ウゴザイマセウケレドモ、五十五万人ツノ人口ノ增加ガ、問題ヲ解釋スルニハ極メテ狹小ナノデアリマス尙此海外ノ移民ナルヌ、若シ茲ニ低廉ナル外資ノ輸入ヲ見ルコトが出來マシタナラバ、金利ハ候チニ低落シ、物價ハ低落シテ、多衆人民ノ憂ノ半ハ減ズルノデアリマス、我國ニハ氣カ旺盛ナル實業家モ澤山アリマスガ、多クハ株ノ賣買、米ノ賣買ナドニ依シテ居ルノデアリマス、然ルニ此貧弱ナル移民ハ、此國家經濟ニ最モ重大ナル關係ヲ有スルトコロノ、外資輸入ヲ實行シ

テ居ルノデアリマス、此等ノ貧民ハ、内ニ於キマシテハ自分ヲ支ヘルコトが甚ダ困難ナル問題デアリマスケレドモ、一タビ海外ニ出マスルト、其食料其必要ナルモノハ、悉ク償ウテ餘リアルノデアリマス(「簡單々々」段々人が減リマスゾ」ト呼フ者アリ)我餘裕ヲ日本ニ送ルノデアリマス、其送ル高ハ、私共ノ調査ニ依リマスルト、二千万圓ニ達スルノデアリマスガ、外務省通商局ノ調査ニ依リマスルト、一千二二百万圓ニナルト云フコトデアリマス、而シテ此千二百万圓ハ、普通ノ貿易表以外ノ輸入高ニアリマシテ、一種ノ外資輸入デアリマス、普通ノ外資輸入ハ、年々利息ヲ仕拂ハナケレバナリマセス、遂ニハ現金ラ償却シナケレバナラヌノデアリマスケレドモ、移民ノ送金ハ無利息ノ外資輸入デアリマス而シテ其狀況ハ恰モ、日本ガ外國ニ大ナル債權ヲ持ツテ居テ、年々其利息ヲ請取ルノト、能ク似テ居ルノデアリマス、假ニ此利息ヲ五歩ト致シマスルト、總高ハ一億四千万圓ノ債權ヲ外國ニ持ツテ、其利子ハ千二百圓ゾ、ノ、日本が請取ルト異ナラナイノデアリマス、若シ國家が此事業ニ向テ相當ノ保護ヲ加ヘ、之ヲ發達シテ往キマシタナラバ、今日ノ高ヲ十倍スルコトハ、敢テ困難ナリノデアリマス、若シ之ヲ十倍シタナラバ、如何デアリマスカ、日本ハ外國ニ二十四億圓ノ債權ヲ持ツテ、年々一億二千万圓ゾ、ノ利子正貨ヲ輸入スルモノト異ナラナイノデアリマス、(「簡單々々」分々タク)ト呼フ者アリ)又之ヲ貿易ニ比較シテ見マスルト、千一二百万圓ハ、純利益テゴザイマスカラ、貿易ノ總額一割セシメナケレバナラヌノデアリマス、反對論者ハ外國ニ於ケル移民ハ乞食デアル、奴隸デアルト云フコトヲ、言ハレタノデアリマスガ、ソレデナイト云フ詳細ナル議論ヲ、私ハ茲デ述べルノ時間ヲ省イテ、唯一言、此日露戰爭ニ於キマシテ、布哇移民ノ一部分カラシテ、赤十字社及恤兵部ニ獻金シタルトコロノ移民ニ獻金ハ十二万圓デアリマス(「モウ分ニテ居ルト呼フ者アリ)乞食デモナシ奴隸デモナイ、又第一回ノ國庫債券ニ應募シタノ頭トコロノ布哇——ノ移民が應ジタルトコロノ高ハ、三十五万圓デアリマス、東京市ニ於ケル華族ノ獻金、華族ノ應募高ヨリモ、反對論者ノ言ハレル乞食奴隸ノ應募者ノ高ガ、多イノデアリマス、此一事ノ明確ナル事實ヲ以チマシテモ、海外ニ於ケルトコロノ移民ノ生活ノ程度ガ、明カニ分ラウト思ヒマス、要スルニ海外ニ於ケルトコロノモノヲ、奴隸ナリ乞食ナリト云フノハ、勞働ノ神聖ト云フコトヲ知ラナイ、昔ノ舊式ノ頭テアリマス、勞力ヲ以テ正當ノ業務ニ服シテ得タルトコロノ賃銀ハ、實ニ貴イ金デアリマス、此金ヲ以テ國家有用ノ際ニ應ジテ、斯ノ如キ立派ナル成績ヲ表シテ居ルコトハ、多辯ヲ要セズシテ明カナル數字ノ示ストコロデアリマス、故ニ尙此事ニ付イテハ、詳細申述ベタイノデゴザイマスガ、悉ク之ヲ省キマスデゴザイマス、ドウガ委員長報告通り、可決アランコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○根本正君(百七十八番) 諸君、外國移民保護ニ關スル建議案ニ付キマシテ、私ハ修正ヲ加ヘタイト思ヒマス、ソレハ末ニ「自由移民ノ權利ヲ重シシ其海外旅行券下附ノ手續ヲ極メテ簡易ナラシムコト」此事ニ付イテニ少シク理由ヲ(「簡單々々」ノ聲起

（ル）簡ニシテ且明ニ述ベマスルガ、移民ニハ二様アル、即チ此建議案ニアルトコロノ移民ト云フモノハ、重モニ契約移民ト云フヤウナモノヲ、指シテ居ルト思ヒマスガ、私ハ殊ニ我日本帝國ヲシテ、發達セシムルニハ、自由移民ト云フモノヲ、盛ニシナケレバナラヌト思フ、ト云フコトニナリマスルト、是ハ期限付ノ奴隸ノ移民モ、或ハ此中ニハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ日清戰爭ニ付キマシテ、我帝國ノ世界ニ輝イテ居ルトコロ見マスルト、是ヨリ益、貿易ヲ擴張シ、文明ヲ盛ニスルニハ、自由移民ナルモノヲ盛ニシナケレバナラヌ、然ルニ政府ハ誠ニ冷淡アリマス、ソレハ御承知ノ通、諸君ノ御子サンデモ、亦日本帝國ノ臣民タルモノハ、何人モ旅行免狀が無ケレバ、海外ヘ出ルコトハナラナイ、然ルニ旅行免狀ヲ受取ルニ、甚ダ面倒アル、多分百人ノ中九十何人マデハ却下ニナシテ、僅ニ二人カ二三人シカ旅行免狀が得ラレナイ、然ラバ文明式ノ移民ト云フ者ハ、大ニ杜絶サレテ居ルト言ハナケレバナラヌ、然ラバ之ニ對シテハ、十分簡易ニシテ、其望ヲ達スルヤウニシナケレバナリマセヌ、是ハドウ云フ風ニ、政府が誤ミテ居ルカト云フ一例ヲ述ヘテ、諸君ニ御話フシャウト思フ、茲ニ神奈川縣ノモノデ亞米利加ヘ往キタイト云フノデ、旅行免狀ノ下附ヲ願ツタコロガ是が不許可ニナシタ、ソコデ千葉縣ニ行クタコロガ是モ不許可ニナシタ、今度ハ東京府ニ來テ願ツタコロガ、東京府デモハリ不許可ニナシタト云フ例ガアルト云フノハ、丁度其時分ニ亞米利加大統領ノ選舉ノ際デ、成ベク日本人ハ移民ニ往カナイが宜トイ云フ内訓ガアタタメニ所謂俗吏ナルモノガ之ヲ不許可ニシタ故例ヘバ神奈川縣ノ警察、或ハ外務掛リノ二十圓カ十五圓取テ居ル俗吏ノタメニ其人ノ命脈ハ斷絶スル譯デアル、ソレデ之ガドウシテ發明サレタカト云フト、千葉縣ニ願フト、直グ不許可ニシテ、同時ニ之ヲ全國ノ各縣ニ知ラセル——蒟蒻版デ之ヲ知ラセルモノダカラ、丁度「イロハ」字引ヲ引クヤウデ、何ノ權兵、篇ハ「イ」ノ所ヲ見レバ分ルト云フヤウニナシテ居ルノデアル、假リニ昨日マデハ不正ノ人アデモ、此文明ノ世ノ中テハ學問ヲシ智識ヲ磨イタナラバ、十日デモ一年デモ經ツト智識ヲ得ルノデアル、ソレハ何時マデモ外國ニ往クコトハナラヌト云フ、印形ヲ捺スト云フハ、日本國民ヲ無視シテ權利ヲ滅シテシマウ、暴逆無道ノ訓令デアルト思フ、斯ノ如キ行政ノ仕方ト云フモノガアルト、或ハ恐ル諸君ノ中デモ旅行免狀ヲ願ツテ得ラレヌデ、一生亞米利加合衆國ニ往クコトが出来ヌコトが出來ルルヤウナ、容易ナラヌ人權問題が起ルカモ知レス、故ニ政府ハ此權利ヲ重シシテ是マデノヤウナコトテナク、自由渡航ヲ許シテ——自由渡航ハ自分ア金ト勞トヲ持シテ往クノデアルカラ、大ニ之ヲ獎メナケレバナラヌノデアル、固ヨリ此移民ノ中ニハ放蕩無賴ノ者ノ往クハ宣クナイ、斯ウニ云フモノヲヤツタナラバ、丁度今日支那帝國ガ亞米利加ニ向シテ、千八百八十五年以來、二十箇年間往クコトが出來ナイ、ソレハ不行跡、不道德、放蕩無賴ノモノガ往クカラデアル、併シ日本國民ハ今日普通教育ヲ受ケ、又東西南北モ分リ、日本ハ如何ナル地位ニ居ルモノアルカト云フコトヲ知ズテ、海外ニ在リテ不道德、不行跡ノナイモノアルト信シマスが故ニ、今日ノ如ク一縣ノ行政ノ役

人ガ之ヲ否認シ、日本全國ニ之ヲ知ランシムルト云フハ、如何ニモ憐ムベキ話アルト思フカラ、サウ云フコトハ外務省ニ於テ訓令ヲ出シテ置クカ置カハ知ラヌガ、免ニ角實際ノ話アル、故ニ政府ハ此自由移民ノ權利ヲ重ンゼシメ、世界列強ノ文明ト其揆フニスルヤウニスルガ一ノ本國民ヲシテ益、權利ヲ重ンゼシメ、海外旅行券ノ下附ヲ簡易ナラシメ、日本國民ヲシテ益、權利ヲ重ンゼシメ、世界列強ノ文明ト其揆フニスルヤウニスルガ一ノ原則アルト考ヘマスカラ、諸君此修正ニ御賛成アランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(松田正久君) 根本君ノ修正ハ、成規ノ贊成ガアリマスカラ、議題トナリマシタ
○福井三郎君(三百十一番) 唯今ノ修正ニ對シ政府ノ意向ヲ伺ヒタイ
(「討論終結」「無用々々」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 発言者ナケレバ採決致シマス、今ノ根本君ノ修正ハ、未項ニ唯一項ヲ加ヘルノアリマスカラ之ハ別ニ採決シマス、先以テ本案ノ採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ニ贊成者ハ起立ヲ望ミマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デアリマス、委員長ノ報告ハ採用サレマシタ、次ニ根本君ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デアリマス、因ツテ本案ハ委員長報告及根本君ノ修正、共ニ採用サレマス、次ハ議事日程第十馬匹改良ニ關スル建議案ヲ討議ニ付シマス、委員長ヨリ報告致シマス——池田惟貞君

第十六 馬匹改良ニ關スル建議案(小田文行君外)
(委員長報告)

(池田惟貞君登壇)
○池田惟貞君(百七十一番) 馬匹改良ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本建議案ハ極ク簡單ナモノデハアリマスガ、併シ此建議ノ趣旨ヲ貫徹シテ十分ニ馬匹改良ノ實效ヲ舉ゲマシタ曉ニハ、大ニ生產力ヲ増進シテ、國家ニ利益ヲ與フルコトデアリマスカラ、委員會ハ頗ル鄭重ノ審査ヲ盡シテ、政府委員ニモ十分ノ質問ヲ致シマシタ、政府ハ今日マテ如何ナル方針ヲ採リ、如何ナル施設經營ヲナシツ、アツカト云フコトヲ尋ねテ見ルニ、先づ近キ歴史ヲ質シテ見ルニ、二十七八年即チ日清戰爭ノ當時大ニ馬匹改良ノ必要ヲ感シテ、馬匹改良調査會ナルモノヲ組織シテ、馬匹ニ關スル事項ヲ調査サセタノアル、其結果トシテ、或主要ノ地ニ牧馬場種馬場ヲ設置シテ、或ハ善良ナル洋馬ヲ購入シテ、廣ク種畜供給ノ途ヲ圖ラレタ云フコトデアリマス、而シテ又昨年ノ九月ニ於テ益、此必要ヲ感セラレテ、臨時馬政調査會ナルモノヲ組織サレテ、馬匹ノ調査ヲ審議中デアルト云フコトデアル、併ナガラ實際ノ狀況ヲ見ルト、未ダ全國ニ向テ馬匹調査ヲ改良ハ舉ラヌデ、御承知ノ通ノ有様デアル、今日此建議ヲ以テ十分注意ヲ促シテ馬匹ノ改良ノ實效ヲ期スルハ、今日ニ適切ナル事柄ト認メマシタノデ、全會一致ヲ以テ可決致シ、尙政府モ之ニハ大ニ同意ヲ表シタ譯アリマスカラ、満場一致ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 發言者ナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、委員長報告通御異

第十六 馬匹改良ニ關スル建議案(小田文行君外二名提出)

(委員長報告)

（ル）簡ニシテ且明ニ述ベマスルガ、移民ニハ二様アル、即チ此建議案ニアルトコロノ移民ト云フモノハ、重モニ契約移民ト云フヤウナモノヲ、指シテ居ルト思ヒマスガ、私ハ殊ニ我日本帝國ヲシテ、發達セシムルニハ、自由移民ト云フモノヲ、盛ニシナケレバナラヌト思フ、ト云フコトニナリマスルト、是ハ期限付ノ奴隸ノ移民モ、或ハ此中ニハアルカモ知レマセヌ、併ナガラ日清戰爭ニ付キマシテ、我帝國ノ世界ニ輝イテ居ルトコロ見マスルト、是ヨリ益、貿易ヲ擴張シ、文明ヲ盛ニスルニハ、自由移民ナルモノヲ盛ニシナケレバナラヌ、然ルニ政府ハ誠ニ冷淡アリマス、ソレハ御承知ノ通、諸君ノ御子サンデモ、亦日本帝國ノ臣民タルモノハ、何人モ旅行免狀が無ケレバ、海外ヘ出ルコトハナラナイ、然ルニ旅行免狀ヲ受取ルニ、甚ダ面倒アル、多分百人ノ中九十何人マデハ却下ニナシテ、僅ニ二人カ二三人シカ旅行免狀が得ラレナイ、然ラバ文明式ノ移民ト云フ者ハ、大ニ杜絶サレテ居ルト言ハナケレバナラヌ、然ラバ之ニ對シテハ、十分簡易ニシテ、其望ヲ達スルヤウニシナケレバナリマセヌ、是ハドウ云フ風ニ、政府が誤ミテ居ルカト云フ一例ヲ述ヘテ、諸君ニ御話フシャウト思フ、茲ニ神奈川縣ノモノデ亞米利加ヘ往キタイト云フノデ、旅行免狀ノ下附ヲ願ツタコロガ是が不許可ニナシタ、ソコデ千葉縣ニ行クタコロガ是モ不許可ニナシタ、今度ハ東京府ニ來テ願ツタコロガ、東京府デモハリ不許可ニナシタト云フ例ガアルト云フノハ、丁度其時分ニ亞米利加大統領ノ選舉ノ際デ、成ベク日本人ハ移民ニ往カナイが宜トイ云フ内訓ガアタタメニ所謂俗吏ナルモノガ之ヲ不許可ニシタ故例ヘバ神奈川縣ノ警察、或ハ外務掛リノ二十圓カ十五圓取テ居ル俗吏ノタメニ其人ノ命脈ハ斷絶スル譯デアル、ソレデ之ガドウシテ發明サレタカト云フト、千葉縣ニ願フト、直グ不許可ニシテ、同時ニ之ヲ全國ノ各縣ニ知ラセル——蒟蒻版デ之ヲ知ラセルモノダカラ、丁度「イロハ」字引ヲ引クヤウデ、何ノ權兵、篇ハ「イ」ノ所ヲ見レバ分ルト云フヤウニナシテ居ルノデアル、假リニ昨日マデハ不正ノ人アデモ、此文明ノ世ノ中テハ學問ヲシ智識ヲ磨イタナラバ、十日デモ一年デモ經ツト智識ヲ得ルノデアル、ソレハ何時マデモ外國ニ往クコトハナラヌト云フ、印形ヲ捺スト云フハ、日本國民ヲ無視シテ權利ヲ滅シテシマウ、暴逆無道ノ訓令デアルト思フ、斯ノ如キ行政ノ仕方ト云フモノガアルト、或ハ恐ル諸君ノ中デモ旅行免狀ヲ願ツテ得ラレヌデ、一生亞米利加合衆國ニ往クコトが出来ヌコトが出來ルルヤウナ、容易ナラヌ人權問題が起ルカモ知レス、故ニ政府ハ此權利ヲ重シシテ是マデノヤウナコトテナク、自由渡航ヲ許シテ——自由渡航ハ自分ア金ト勞トヲ持シテ往クノデアルカラ、大ニ之ヲ獎メナケレバナラヌノデアル、固ヨリ此移民ノ中ニハ放蕩無賴ノ者ノ往クハ宣クナイ、斯ウニ云フモノヲヤツタナラバ、丁度今日支那帝國ガ亞米利加ニ向シテ、千八百八十五年以來、二十箇年間往クコトが出來ナイ、ソレハ不行跡、不道德、放蕩無賴ノモノガ往クカラデアル、併シ日本國民ハ今日普通教育ヲ受ケ、又東西南北モ分リ、日本ハ如何ナル地位ニ居ルモノアルカト云フコトヲ知ズテ、海外ニ在リテ不道德、不行跡ノナイモノアルト信シマスが故ニ、今日ノ如ク一縣ノ行政ノ役

人ガ之ヲ否認シ、日本全國ニ之ヲ知ランシムルト云フハ、如何ニモ憐ムベキ話アルト思フカラ、サウ云フコトハ外務省ニ於テ訓令ヲ出シテ置クカ置カハ知ラヌガ、免ニ角實際ノ話アル、故ニ政府ハ此自由移民ノ權利ヲ重ンゼシメ、世界列強ノ文明ト其揆フニスルヤウニスルガ一ノ本國民ヲシテ益・權利ヲ重ンゼシメ、海外旅行券ノ下附ヲ簡易ナラシメ、日本國民ヲシテ益・權利ヲ重ンゼシメ、世界列強ノ文明ト其揆フニスルヤウニスルガ一ノ原則アルト考ヘマスカラ、諸君此修正ニ御賛成アランコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(松田正久君) 根本君ノ修正ハ、成規ノ贊成ガアリマスカラ、議題トナリマシタ
○福井三郎君(三百十一番) 唯今ノ修正ニ對シ政府ノ意向ヲ伺ヒタイ
(「討論終結」「無用々々」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 発言者ナケレバ採決致シマス、今ノ根本君ノ修正ハ、未項ニ唯一項ヲ加ヘルノアリマスカラ之ハ別ニ採決シマス、先以テ本案ノ採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ニ贊成者ハ起立ヲ望ミマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デアリマス、委員長ノ報告ハ採用サレマシタ、次ニ根本君ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數デアリマス、因ツテ本案ハ委員長報告及根本君ノ修正、共ニ採用サレマス、次ハ議事日程第十馬匹改良ニ關スル建議案ヲ討議ニ付シマス、委員長ヨリ報告致シマス——池田惟貞君

第十六 馬匹改良ニ關スル建議案(小田文行君外)
(委員長報告)

(池田惟貞君登壇)
○池田惟貞君(百七十一番) 馬匹改良ニ關スル建議案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、本建議案ハ極ク簡單ナモノデハアリマスガ、併シ此建議ノ趣旨ヲ貫徹シテ十分ニ馬匹改良ノ實效ヲ舉ゲマシタ曉ニハ、大ニ生產力ヲ増進シテ、國家ニ利益ヲ與フルコトデアリマスカラ、委員會ハ頗ル鄭重ノ審査ヲ盡シテ、政府委員ニモ十分ノ質問ヲ致シマシタ、政府ハ今日マテ如何ナル方針ヲ採リ、如何ナル施設經營ヲナシツ、アツカト云フコトヲ尋ねテ見ルニ、先づ近キ歴史ヲ質シテ見ルニ、二十七八年即チ日清戰爭ノ當時大ニ馬匹改良ノ必要ヲ感シテ、馬匹改良調査會ナルモノヲ組織シテ、馬匹ニ關スル事項ヲ調査サセタノアル、其結果トシテ、或主要ノ地ニ牧馬場種馬場ヲ設置シテ、或ハ善良ナル洋馬ヲ購入シテ、廣ク種畜供給ノ途ヲ圖ラレタ云フコトデアリマス、而シテ又昨年ノ九月ニ於テ益、此必要ヲ感セラレテ、臨時馬政調査會ナルモノヲ組織サレテ、馬匹ノ調査ヲ審議中デアルト云フコトデアル、併ナガラ實際ノ狀況ヲ見ルト、未ダ全國ニ向テ馬匹調査ヲ改良ハ舉ラヌデ、御承知ノ通ノ有様デアル、今日此建議ヲ以テ十分注意ヲ促シテ馬匹ノ改良ノ實效ヲ期スルハ、今日ニ適切ナル事柄ト認メマシタノデ、全會一致ヲ以テ可決致シ、尙政府モ之ニハ大ニ同意ヲ表シタ譯アリマスカラ、満場一致ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 發言者ナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、委員長報告通御異

職アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、委員長報告通決シマス、次ハ第十七、高等水產教育ニ關スル建議案ヲ討議ニ付シマス、委員長ノ報告ガアリマス——井上甚太郎君

第十七 高等水產教育ニ關スル建議案(井上甚太郎君外二名提出)

(委員長報告)

(井上甚太郎君登壇)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

(

)

起立者 多數

○議長(松田正久君) 多數アリマスカラ、本案採用ニ決シマス、日程第二十外國ニ在留スル軍人ノ動員ニ關スル建議案(荒川五郎君提)

五郎君

第二十 外國ニ在留スル軍人ノ動員ニ關スル建議案(荒川五郎君提)

出)

外國ニ在留スル軍人ノ動員ニ關スル建議案

批ハシメ以テ在外軍人ノ動員ヲシテ確實且敏速ナラシメムコトヲ圖ルノ必
要ヲ認ム依リテ政府ハ之ニ關スル適宜ノ措置ヲ執ラレムコトヲ望ム

右建議ス

○荒川五郎君(三百四十六番) 是ハ外國ニ往ツテ居リマス留學生ヤ、移住民ナドガ
ゴザイマスガ、ソレ等ニ動員ヲスル、兵士ニ召集ヲスル時分ニハ、内地ノ留守宅ヘ召集令
狀ガ往ク、サウスルト何ボ田舎ノ人民デモ、皆直ク外國電報ノアル所ヘ往ツテ、電報ヲ打
タナケレバナラヌ、田舎ノ人民ハ電報トコロデハナイ、端書モ書ケヌ位ノ者ガ、外國電報
ヲ打タナケレバナラスト云フコトデ、大變ナ混雜ヲ致シマス、又非常ナ心配ヲ致シマス、ソ
レカラ亞米利加ナドニナリマスト、非常ナ之ニハ料金が掛ル、非常ナ料金が掛ルノミナラ
ズ、其電報が不完全デ届カヌコトガ大變アル、ソレガタメニ動員ノ目的ヲ達セラレヌト云
ゴザイマス、ドウカ滿場諸君ノ贊成ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 即決ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 本案採用ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、本案採用サレマス、議事日程第二十一故坂
上田村脅旌表ニ關スル建議案ヲ討議ニ附シマス、朗讀ハ省略致シマス

第二十一 故坂上田村脅旌表ニ關スル建議案(神輿知常君外四名
提出)

故坂上田村脅旌表ニ關スル建議案

謹テ按スルニ我力

朝廷ノ功臣ヲ旌表追賞セラル、或ハ位階ヲ授ケ或ハ特ニ神號ヲ賜ハルヲ以
テ大典トス故征夷大將軍坂上田村脅ノ

桓武

嵯峨ノ三朝ニ奉仕シテ其ノ功績ノ顯著ナルハ恰モ藤原鎌足ノ

天智帝ニ仕ヘ菅原道真ノ

字多帝ニ仕ヘ楠正成ノ

後醍醐帝ニ仕ヘタルカ如ク殊ニ上古以來叛服常ナカリシ東夷北狄ヲシテ全
ク王化ニ浴スルニ至ラシメタルハ實ニ田村脅ノ大功トス然ルニ鎌足道真正
成等ハ夙ニ官幣社ニ列シ

朝恩ニ浴スルコト深シト雖田村脅ハ今日ニ至ル迄未タ祀典ニ列セス明治二
十七年其ノ墳墓修營費トシテ内帑五十圓ヲ下賜セラレタル恩典ハ某等深ク
感銘スル所ナリ仍テ時局ノ平定ヲ俟チ速ニ神號ヲ賜ヒ前記三功臣ト齊ク歲

時祭祀ノ典ヲ舉ケ以テ

朝廷功臣旌表ノ實ヲ示サレムコトヲ謹テ建議ス
(奥野市次郎君登壇)

○奥野市次郎君(百五十四番) 是ハ先輩神鞭代議士カラ、提出ノ理由ヲ御説明

ヲ願フ管テアリマシタケレドモ、都合ニ依ジテ、私ニ代ジテ述ベヨト云フコトデス、建議ノ

趣旨ハ此建議案ニ載ツテアル、此上私一言ヲ加フルコトハナイノアリマスガ、唯私ノ一
言ダケ加ヘテ置キタイト思フノハ、若シ田村脅程ノ功績がアル人ニアリ、藤原氏アラルト
カ、源氏アラルトカ、平氏アラルトカ、其他今日マテ現存シテ居ル豪族ノ中ニ、此人ノ名

前ガアツナラバ、特ニ祭祇祭祀ノ典ハ絶エヌヤウニナシテ居タダアラウト思フ、然ルニ

坂上氏ハ、早ク藤原氏等ノ權力ノタヌニ、壓服セラレ、今日日本多數ノ貴族中ニハ、一

ノ關ノ田村子爵家一家ヲ遺スノミニナシテ居ル、從ツテ子孫ノ祭祇祭祀ナドモ、無クナシテ

居ルノデアリマスカラ、斯ノ如キ功臣ガ子孫ノ祭祇祭祀ヲ絶シテ居ルト云フコトデアツナ

ラバ、國家ハ相當ノ之ニ對シテ、旌表ノ道ヲ講ズルト云フコトハ、適當アルマイカト思

フ、危世ニ於ケル忠臣ニ對シテハ、著々旌表ノ途がアル、然レドモ、治マレル世ノ功臣ニ

ラ、翼クハ諸君ハ危世ノ忠臣ニ厚キヲ置カル、ト同時ニ、此治マレル世ノ功臣、積極的

アリマス、今ヤ我國家北ニ向ツテ伸ビントスルトキテアル、而シテ此東夷北狄ヲ防イテ、津

輕海峽ニ躰靼ヲ押除ケテ、靺鞨肅慎ニ王威ヲ輝カシタト云フコトニ付イテハ、桓武ノ朝

ニ於テ、此田村ノ功、與マテ力ガアルト云フコトハ歴史ノ上ニ明カナ次第ゴザイマスカ

ラ、翼クハ諸君ハ危世ノ忠臣ニ厚キヲ置カル、ト同時ニ、此治マレル世ノ功臣、積極的

アリマス、今ヤ我國家北ニ向ツテ伸ビントスルトキテアル、而シテ此東夷北狄ヲ防イテ、津

輕海峽ニ躰靼ヲ押除ケテ、靺鞨肅慎ニ王威ヲ輝カシタト云フコトニ付イテハ、桓武ノ朝

ニ於テ、此田村ノ功、與マテ力ガアルト云フコトハ歴史ノ上ニ明カナ次第ゴザイマスカ

ラ、翼クハ諸君ハ危世ノ忠臣ニ厚キヲ置カル、ト同時ニ、此治マレル世ノ功臣、積極的

アリマス、今ヤ我國家北ニ向ツテ伸ビントスルトキテアル、而シテ此東夷北狄ヲ防イテ、津

輕海峽ニ躰靼ヲ押除ケテ、靺鞨肅慎ニ王威ヲ輝カシタト云フコトニ付イテハ、桓武ノ朝

ニ於テ、此田村ノ功、與マテ力ガアルト云フコトハ歴史ノ上ニ明カナ次第ゴザイマスカ

ラ、翼クハ諸君ハ危世ノ忠臣ニ厚キヲ置カル、ト同時ニ、此治マレル世ノ功臣、積極的

アリマス、今ヤ我國家北ニ向ツテ伸ビントスルトキテアル、而シテ此東夷北狄ヲ防イテ、津

軽海峽ニ躰靼ヲ押除ケテ、靺鞨肅慎ニ王威ヲ輝カシタト云フコトニ付イテハ、桓武ノ朝

ニ於テ、此田村ノ功、與マテ力ガアルト云フコトハ歴史ノ上ニ明カナ次第ゴザイマスカ

ラ、翼クハ諸君ハ危世ノ忠臣ニ厚キヲ置カル、ト同時ニ、此治マレル世ノ功臣、積極的

(「贊成」即決ヲ願ヒマス)ト呼ブ者アリ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(松田正久君) 本案採用ニ異議アリマセヌカ

○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ、本案ハ採用サレマス、議事日程第二十二、特

別報告第七號鑑毒被害地價修正再調査ノ請願外四件ヲ討論ニ附シマス

○竹越與三郎君(八十四番) 前回既ニ報告致シテ居リマスガ、更ニ御話ヲシマス

○恆松隆慶君(百五十九番) 是ハ一昨日カ決議ニナシタセノトハ別デスカラ、採決ヲ

○竹越與三郎君(八十四番) 前ニ議決セラレタノハ、池沼ニ付イテ修正ヲ及ボシタイト云フノデス、ソレトハ違フノデス

○議長(松田正久君) 委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナン」と呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ本案ハ採擇ニ決シマス、報告ハアリマセズ、茲ニ御協議申サレテ置キマスルノハ、明日ハ日曜日ニアリマスカラ、休會致シマス、明後日ハ一體月曜日ニアリマスカラ、本會ヲ閉ク日デアリマセヌケレドモ、モウ明後日限リノ會期トナツテ居リマスカラ、明後日ハ開ク積リニシテ置キマス、尙又都合ニ依リマシテ、明後日午前ヨリ開會スルノ必要ガアルカモ知レマセヌカラ、此段モ併セテ申置キマス、日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、今日ハ是デ散會ヲ致シマス

午後五時二分散會